

いきいき山形 男女共同参画プラン

第3次山形市男女共同参画計画

第1次山形市職業生活における女性活躍推進計画

第1次山形市DV防止基本計画

山形市

「男女共同参画のまち山形」 の実現を目指して

山形市長 佐藤 孝 弘



山形市では、平成8年に現在の「男女共同参画センター」である「女性センター」を開設し、平成10年に県内で初めて「男女共同参画都市宣言」を行いました。平成25年には「山形市男女共同参画推進条例」を施行し、誰もが性別にかかわらず、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現に向け、様々な事業に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成26年8月に実施した「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」では、家庭や職場において、性別による固定的役割分担意識や、男女の不平等感が依然として強く残っている現状が浮き彫りになりました。

こうした状況を踏まえ、このたび策定した第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」では、「男女共同参画のまち山形」の実現という前プランの目的を継承しながら、新たに「職業生活における女性活躍推進計画」と「DV防止基本計画」を盛り込み、多様な生き方を選択できる環境の実現と、男女間の暴力のない社会の実現にも取り組むこととしております。また、計画の実効性を高めるために、目標ごとに評価指標と数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組みを推進してまいります。

今後とも、この計画に基づき、市民、事業者の皆様と手を携えながら、男女がともにあらゆる分野に参画することができる「男女共同参画のまち山形」を目指してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました山形市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、意識調査や意見を聞く会等にご協力いただきました多くの市民の皆様に、心から御礼申し上げます。

男女共同参画都市宣言

社会のあらゆる場で
男女の人権は
互いに尊重されることが必要です
私たち山形市民は
真のパートナーシップの実現を目指し
さまざまな分野に男女が平等に参画できる社会を創ります
次代を担う子どもたちに
ともに信頼し支え合う大切さを伝え
市民一人ひとりが
力強く歩み続けることを誓い
ここに 山形市は
男女共同参画都市の宣言をします

平成10年9月 山形市

目次

第3次山形市男女共同参画計画
第1次山形市職業生活における女性活躍推進計画
第1次山形市DV防止基本計画

いきいき山形 男女共同参画プラン

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨	4
II 計画策定の背景	5
III 法と男女共同参画の計画等について	9

第2章 計画の目指す方向

I 計画の目的と基本理念	10
II 基本的な考え方と視点	11
III 計画の体系図	14

第3章 計画を進めるにあたって

I 計画を進めるにあたって	16
II 計画の進行管理	17

第4章 施策の展開

目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立	19
基本方針1 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います	
基本方針2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります	
目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	29
基本方針1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します	
基本方針2 地域社会における男女共同参画を推進します	
目標Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	39
基本方針1 働く場における男女共同参画を推進します	
基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します	
基本方針3 男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します	
目標Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現	57
基本方針1 男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します	
基本方針2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります	
目標毎評価指標一覧	68

参考資料

関係法規	70
諮問・答申	87
平成27年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿	88
策定経過	89
用語解説	91

第1章 計画策定にあたって

I 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています（男女共同参画社会基本法前文）。山形市では、平成2年、女性施策の指針となる「いきいき山形女性プラン」を策定し、男女が自立し相互に協力し支え合う男女共同参画社会の実現を目指す施策や事業を推進し、女性センター（現在の男女共同参画センター）の開設などを行ってきました。平成10年には、県内初、全国で14番目の「男女共同参画都市宣言」をしています。

また、平成25年3月には、「山形市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者等が連携して、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会の実現を目指して、様々な取組みを行っています。

しかし、平成26年度に実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」では、職場や家庭、地域社会等の様々な場面において、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感は根強く残っていることが明らかになりました。さらに、配偶者等からの暴力（DV）の顕在化や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。

政府は、少子高齢化の急激な進展の中、社会の多様性と活力を高め、持続可能な地域社会を構築するために、「女性活躍」を最重要課題として、「指導的地位に女性が占める割合を30%とすること」などの目標を掲げ、また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を成立させ、女性参画拡大の取組みを進めています。

これに伴い、管理職に占める女性の割合や女性の就業率の増加、ワーク・ライフ・バランスに注目が集まるなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めています。

このような状況のもと、第2次「いきいき山形男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）が平成27年度に終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、近年の社会動向の変化や法制度の改正に対応した第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」（以下「新プラン」という。）を策定しました。

男女共同参画社会とは……

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

II 計画策定の背景

1. 世界の動き

昭和50（1975）年	<p>「国際婦人年」</p> <p>国際連合（以下「国連」という。）は、この年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の3つを目標に、女性の自立と地位の向上を図るために、各国のとるべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」を採択しました。</p>
平成7（1995）年	<p>「第4回世界女性会議（北京会議）」開催</p> <p>第1回会議（メキシコシティ）以降の成果を更に推し進め、「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言及び行動綱領」（以下「北京行動綱領」という。）を採択しました。北京行動綱領は、平成12年までの5年間に女性の地位向上のために優先的に取り組むべき戦略目標と行動指針を明らかにしたもので、その実施に向けて各国政府が「行動計画」を策定するよう求めました。</p>
平成12（2000）年	<p>国連特別総会「女性2000年会議」開催</p> <p>北京行動綱領の実施状況を点検討議し、課題を残しつつも21世紀に向けて取り組むべき政策指針を掲げた「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」を採択しました。</p>
平成17（2005）年	<p>「第49回国連女性の地位委員会」開催</p> <p>北京行動綱領の再確認と、これらの完全実施に向けた取組みを国際社会に求めた「宣言文」を採択しました。</p>
平成23（2011）年	<p>「UN Women」正式発足</p> <p>女性と女児の権利を促進するため、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研究所（UN-INSTRAW）という国連の4つの機関を統合して発足しました。</p>
平成27（2015）年	<p>「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」開催</p> <p>北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価が主要テーマとなり、「北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、達成するため、すべての機会とプロセスを利用し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する。」とした政治宣言を採択しました。</p>

2. 国の動き

平成8年	「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する国内行動計画—」策定
平成11年	「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」及び「育児・介護休業法」施行 「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）施行 男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として、全国的に促進するための基本方針を明示しました。
平成12年	「男女共同参画基本計画」策定 内閣府に男女共同参画会議を設置するなど、推進体制の組織・機能強化を図りました。
平成13年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）施行
平成17年	「第2次男女共同参画基本計画」策定 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組みや女性の再チャレンジ支援などを盛り込みました。
平成19年	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「DV防止法」改正 市町村の努力義務として配偶者暴力対策に対する基本計画の策定や、配偶者暴力相談支援センター機能の整備を追加しました。
平成22年	「第3次男女共同参画基本計画」策定 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消など、男性、子どもにとっての男女共同参画の意義についての理解促進を盛り込みました。
平成25年	「DV防止法」改正 生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者に対しても追加適用しました。
平成27年	「第3回国連防災世界会議」開催 東日本大震災の経験から、防災分野における男女共同参画の推進についてさらに取組みを進める必要性が明らかとなり、我が国の経験や教訓を諸外国と共有しました。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）施行 女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けるなど、女性活躍の動きを社会全体に拡大しました。

3. 本市の動き

昭和62年	「婦人青少年課（現在の男女共同参画課）」設置
	「山形市女性問題懇話会」設置
	「日本女性会議'87やまがた」開催 全国から約1,700人が参加し、企画運営に大きな役割を果たした市民の実行委員が、その後の山形市の女性活動を活性化する基盤となりました。
平成2年	「いきいき山形女性プラン」策定（期間2～12年度）
平成3年	「山形市女性の施策推進協議会」設置
平成4年	男女共同参画情報紙「ぶらーな」創刊
平成7年	「いきいき山形女性プランー女性行動計画ー1995」策定（後期計画） この後期計画を、平成8年に策定した本市のまちづくりの指針である新総合計画「いきいき躍動山形プラン」に反映させ、その基本計画に「男女共同参画社会の形成」を掲げました。
平成8年	「山形市女性センター（現在の男女共同参画センター）“ファースト”」開設 女性プランの推進を図るため、学習・交流・相談・情報提供等の多様な機能を有した拠点施設として女性センター（現在の男女共同参画センター）「ファースト」を開設しました。女性センターの開設は、女性活動の活性化に大きな役割を果たしており、同センターを拠点にして様々な分野の団体が誕生しています。
平成10年	女性人材養成講座「ファースト大学」開講
	「男女共同参画都市宣言」議決 全国で14番目、県内で初めての「男女共同参画都市宣言」を議決し、総理府と共催で、記念フォーラムを開催しました。
平成11年	「山形市女性人材バンク」設置
平成12年	「男女共同参画全国都市会議 in やまがた」開催 男女共同参画都市宣言の記念事業として、「男女共同参画全国都市会議inやまがた」を開催し、男女共同参画社会の早急な実現に向けて、構成市68市とともに「2000年アピール」を発信しました。
平成13年	「いきいき山形男女共同参画プラン」策定（期間13～22年度）
	「山形市男女共同参画推進本部」設置
	「山形市男女共同参画推進協議会（現在の山形市男女共同参画審議会）」設置
	「男女共同参画に関する作品」募集・表彰開始
平成14年	男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」作成・配布開始
平成15年	「行政刊行物作成ガイドライン」作成
平成19年	市職員向け「男女共同参画ニュース」創刊

平成20年	<p>「全国男女共同参画宣言都市サミット in やまがた」開催</p> <p>男女共同参画宣言都市10周年を記念して、市民による実行委員会を組織し、国と各宣言都市、及び地域住民との連携・交流を深め、全国レベルで意識の高揚を図ることを目的として開催しました。全国から800人を超える参加者があり、男女共同参画社会の実現に向け、参加した首長による共同宣言を行いました。</p>
平成23年	<p>「第2次いきいき山形男女共同参画プラン」策定（期間23～27年度）</p>
平成25年	<p>「山形市男女共同参画推進条例」施行</p> <p>男女共同参画の基本理念や、行政・市民・事業者等の役割を定めました。</p>
	<p>「山形市男女共同参画審議会」設置</p>

平成27年度は第2次プランの目標年次となっています。このため、同年4月に「山形市男女共同参画審議会」に同プランの改定を諮問しました。市民の皆様の意見を新プランに反映させるために「市民の意見を聞く会」を3回開催し、庁内においても度重なる協議を行い、平成28年2月に第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定しました。

🗣️👤 「男女共同参画」って？

「男女共同参画」と聞いて、どんなイメージを持ちますか？

「バリバリ働く女性が社会で活躍すること」「女性を優遇すること」…？

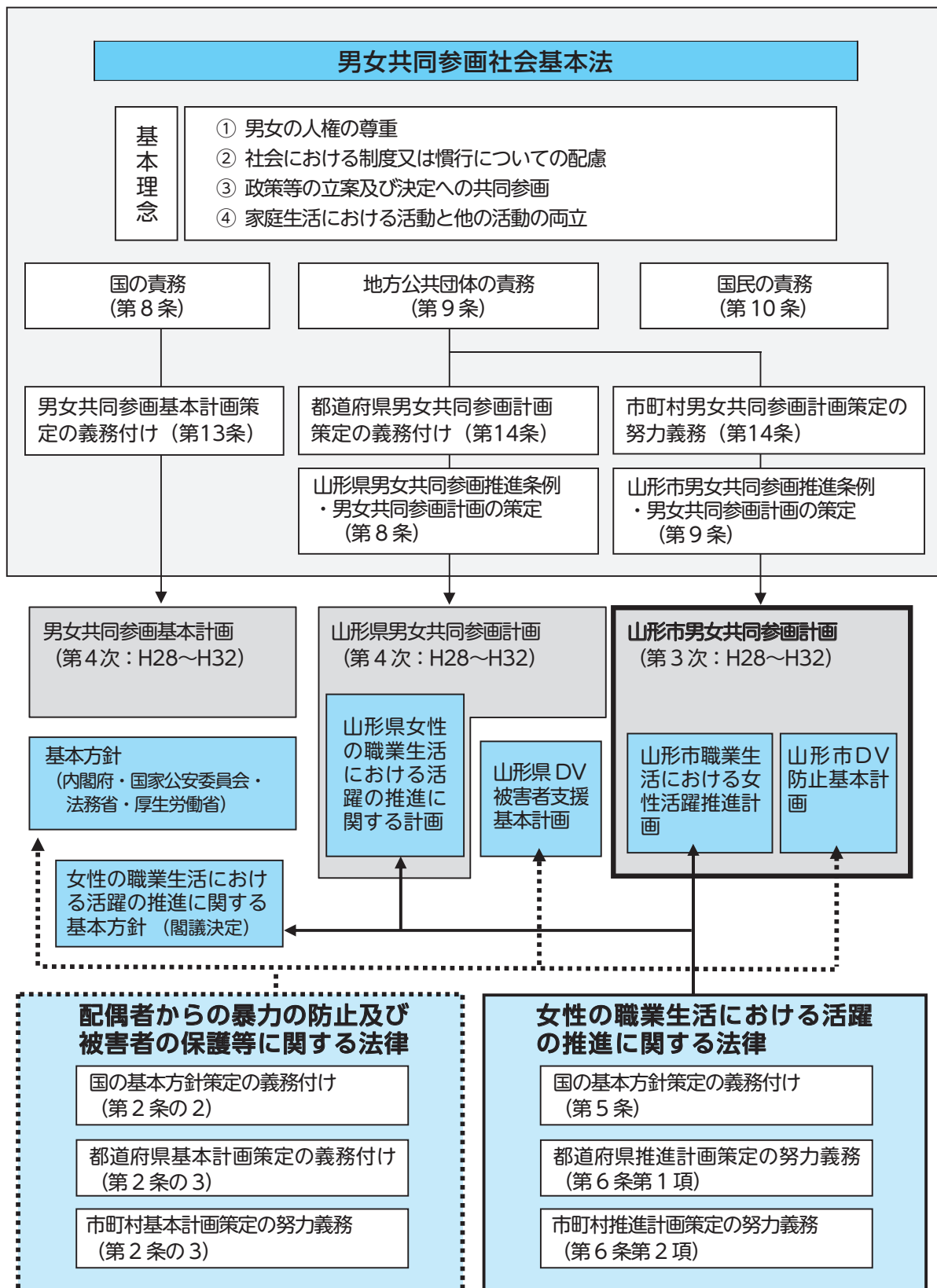
男女共同参画とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができること」つまり、「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや考え方、慣習にとらわれず、一人ひとりが平等に扱われることを指します。

「自分には関係ない」と思った人も、少し考えてみてください。

子どもに対して「男の子なんだから泣くな」「女の子らしくしなさい」…よく聞く言葉ではないですか？学生時代に「女は文系、男は理系」と言われたことはありませんか？結婚したら「妻が家事をするのはあたり前」と思っていないですか？

多くの方が、知らず知らずのうちに、「男は（女は）こうあるべき」という考え方やイメージを身につけているかもしれません。一人ひとりがもつ個性や能力はそれぞれ違ってあたり前。「男らしさ」「女らしさ」のイメージにとらわれず、それぞれの可能性と生き方、多様性を認め合うことが「男女共同参画」なのです。

Ⅲ 法と男女共同参画の計画等について



第2章 計画の目指す方向

I 計画の目的と基本理念

1. 目的

本市を含め、我が国において、男女平等は、法律や制度の上では整備されてきましたが、職場や地域、そして家庭でも社会的に深く根付くまでには至っていない状況です。

近年、少子高齢化、情報化、国際化など社会の転換期にあって、これまでの社会システムの見直しが迫られています。とりわけ、これまでのような男女の性別役割分担意識にとらわれた社会的な制度や慣習を改め、男女がともにあらゆる分野に参画することができる男女共同参画社会の実現が急がれます。

この計画では、これまでの第2次プランの目的を引継ぎ、「男女共同参画のまち山形」の実現を目的とします。

2. 基本理念

第2次プランでは、平成10年に議決した本市の「男女共同参画都市宣言」を基に、「人権の尊重」「両性の平等」を基本理念としていました。

新プランでは、この計画の目的である「男女共同参画のまち山形」を実現するために、平成25年に施行した山形市男女共同参画推進条例第3条の基本理念を取り入れ、7項目を基本理念として掲げます。

「男女共同参画のまち山形」の実現

男女が様々な分野とともに参画し、
その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

条例第3条 基本理念

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1 人権の尊重 | 5 互いの性への理解と生涯の健康維持 |
| 2 多様な生き方の選択の自由 | 6 個人の尊厳の尊重と男女平等意識を
育む教育・保育 |
| 3 あらゆる意思決定の場での男女共同
参画 | 7 国際的協調 |
| 4 仕事と生活の調和の保持 | |

Ⅱ 基本的な考え方と視点

1. 基本的な考え方

本市では、平成28年に新経営計画「山形市発展計画」を策定し、『世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現』に向け、産業の振興による雇用の創出や総合的な子育て環境の整備などを重点政策に掲げています。

- (1) 新プランは、新経営計画「山形市発展計画」の関連計画として策定するとともに、本市の施策のあらゆる領域に男女共同参画の視点を反映させようとする総合性をもった計画です。
- (2) 男女共同参画社会の形成は、男女共通の課題であり、女性問題の解決や女性の参画に向けて、積極的な改善措置が必要なことから、平成7年策定の「いきいき山形女性プランー女性行動計画ー1995」を継承しています。
- (3) 国の基本法では、地方公共団体に地域の特性に応じた施策の策定、実施を責務としています。新プランは、基本法で課せられた地方公共団体としての責務を具体化しようとするものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、これまでのプランの理念を継承し、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指した市の基本的指針を定めたものです。
- (2) この計画は、本市の新経営計画「山形市発展計画」の関連計画として策定するとともに、各分野にわたる他の関連部門の計画との整合性を図り策定し、連携して推進していくものです。
- (3) この計画は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」である「山形市職業生活における女性活躍推進計画」を包含しています。
- (4) この計画は、DV防止法第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)である「山形市DV防止基本計画」を包含しています。
- (5) この計画は、国の基本法や男女共同参画基本計画・山形県の男女共同参画計画を踏まえながら策定しています。
- (6) 計画の実効性を高めるために、庁内の推進体制を強化することと合わせ、今後の推進状況の把握のため、具体的な施策の中に担当課を明示した計画としています。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化を考慮し、緊急の課題や新たな課題への取り組みが必要になった場合は、計画期間中であっても必要な検討を行います。

4. 4つの目標（体系図を14・15ページに掲載しています）

プランの目的「男女共同参画のまち山形」の実現のため、7つの基本理念のもと、4つの目標（めざす姿）を定めました。

（めざす姿1）男女共同参画意識の確立

固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣習が、社会に根強く残っている限り、男女間、世代間の意識の差は縮まりません。これを克服していくために、男女平等と共同参画への意識改革を目指す啓発や、教育、学習の充実を図り、男女共同参画について市民一人ひとりが理解を深め、誰もが個性や能力を十分に発揮できる社会を目指します。

また、国際社会における男女共同参画に関する情報の収集と提供を行い、世界における女性を取り巻く様々な問題や男女共同参画の動きなどについて学習する機会を提供します。

（めざす姿2）あらゆる分野での男女共同参画の実現

男女共同参画のまちづくりを進めていくためには、政策や方針決定の場に男女がともにかかわり、多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。国際比較における日本のジェンダー・ギャップ指数評価は、145か国中101位と大きく遅れており、政治・経済活動などの分野で女性の活躍が進まない現状を示しています。政策・方針の意思決定の過程と地域活動の場への男女共同参画を推進すると同時に、企業や団体等への啓発を図ります。

（めざす姿3）多様な生き方を選択できる環境の実現

家族構成やライフスタイルの変化などにより、単身・高齢世帯やひとり親家庭が増加しています。長引く経済の低迷に伴う非正規雇用の増加や就業環境の悪化により経済的困窮に陥ることもあり、地域社会から孤立したりする人々の増加が社会問題になっています。障がい者、高齢者、外国人である女性や、ひとり親、「性的マイノリティ（→51ページ参照）」と呼ばれる人々は、さらに困難な状況に置かれることがあります。

だれもが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、人生の各段階に応じて、仕事や家庭生活、地域・社会活動、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスの推進と、多様な働き方、多様な考え方、多様な性、多様な生き方を互いに認め合い、尊重できる社会についての意識啓発を図ります。

目標Ⅲ（→14・15ページ参照）のうち、基本方針1「働く場における男女共同参画を推進します」に関する施策及び基本方針2「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します」に関する施策の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日号外法律第64号）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけ、「山形市職業生活における女性活躍推進計画」として職業生活を営む、または営もうとする女性の職業生活における活躍を推進します。

(めざす姿4) 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現

配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為などの暴力は、重大な人権侵害であり、人間としての尊厳を傷つける行為です。市民への意識・実態調査では、配偶者や交際相手からの暴力における被害者の多くは女性であるものの、男性の被害者も存在しており、性別や年代を問わず、市民全体にかかわる大きな問題であることが分かります。

DVは、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。これらの被害をなくすため、配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発と、被害者支援及び相談機関の連携強化に取り組む必要があります。

新プランの目標Ⅳ（→14・15ページ参照）「人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現」に関する施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、「山形市DV防止基本計画」として、DVを防止し、根絶するための取組みを推進します。

・？用語？

ジェンダー・ギャップ指数とは

世界の企業や団体が加盟する非営利の公益財団、世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年発表している、国ごとの男女格差（ジェンダーギャップ）を測る指数のことです。評価は4つの分野で行います。

- (1) 政治（議会や閣僚など意思決定機関への女性の参画）：104位
- (2) 経済（給与、雇用における男女格差）：106位
- (3) 教育（初等教育や高等・専門教育への就学における男女格差）：84位
- (4) 健康（出生の性別比、平均寿命の男女差）：42位

日本の2015年総合順位：145か国中101位

Ⅲ 計画の体系図

目的

基本理念

目標

【男女共同参画のまち山形】の実現

- I 人権の尊重
- II 多様な生き方の選択の自由
- III あらゆる意思決定の場での男女共同参画
- IV 仕事と生活の調和の保持
- V 互いの性への理解と生涯の健康維持
- VI 個人の尊厳の尊重と男女平等意識を育む教育・保育
- VII 国際的協調

I 男女共同参画意識の確立
→ P.19

II あらゆる分野での男女共同参画の実現
→ P.29

III 多様な生き方を選択できる環境の実現
→ P.39

IV 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現
→ P.57

【山形市職業生活における女性活躍推進計画】

【山形市DV防止基本計画】

基本方針

施策の方向

1 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います → P.20

- (1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実
- (2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し
- (3) 世界の男女共同参画に対する理解の促進

2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります → P.24

- (1) 家庭における男女共同参画意識の啓発
- (2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進
- (3) 社会における男女共同参画意識の啓発

1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します → P.30

- (1) 政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進
- (2) 企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進
- (3) 女性のエンパワメントへの支援

2 地域社会における男女共同参画を推進します → P.35

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域防災活動における男女共同参画の推進

1 働く場における男女共同参画を推進します → P.41

- (1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保
- (2) 職場における男女共同参画に関する教育の推進
- (3) 女性の能力発揮促進のための支援

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します → P.47

- (1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進
- (2) 多様な働き方に対応した環境の整備促進
- (3) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進

3 男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します → P.52

- (1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透
- (2) 生涯を通じた健康保持増進対策の推進

1 男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します → P.59

- (1) 暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取り組みの推進
- (2) 若年層に対する啓発活動の実施

2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります → P.64

- (1) 安心して相談できる体制の整備
- (2) DV被害者への支援

第3章 計画を進めるにあたって

I 計画を進めるにあたって

1. 庁内の推進体制

新プランの目的である「男女共同参画のまち山形」の実現には、本計画の着実な実施とあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていくことが重要です。

- (1) 山形市男女共同参画推進条例の規定に基づき、施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の横断的組織である「山形市男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課の一層の連携強化に努めます。
- (2) 新プランは、子育て、介護、高齢者支援等の各分野にわたる関連部門の計画と連携して推進していきます。
- (3) 市自体が一つの事業主として他の事業所のモデルとなるよう、庁内の男女共同参画を進めます。

2. 市民・事業所・団体等との連携

男女共同参画社会の形成は、行政だけで達成できるものではありません。市の男女共同参画の指針である山形市男女共同参画推進条例では、「市の責務」とともに、「市民・事業者等のみなさんの責務」を定め、理解と協力を求めています。

市民・事業所・団体等との協力・連携体制を強化し、協働によって男女共同参画に関する施策を推進します。

また、施策の推進にあたっては、学識経験者及び公募市民等で組織された「山形市男女共同参画審議会」及び広く市民からの意見を聴取し、反映に努めます。

3. 国際社会の取組みに対する理解と協調

我が国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る活動など、国際社会の動向と連動した形で進められています。

また、山形市男女共同参画推進条例では、「男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。」と定めています。政治・経済を中心に多くの分野において世界規模でつながっている現在、市の男女共同参画に関する施策を進めるにあたっては、国際的な動向を注視するとともに、国際的規範・基準等に関する情報の周知と学習機会の提供、相互理解に努めます。

4. 苦情や意見への対応

本市では、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受付け、山形市男女共同参画審議会の専門部会に意見を聴いて適切な措置を講ずる「山形市男女共同参画推進条例に基づく苦情処理に関する事務取扱要領」を定めています。今後も同制度の周知と適切な運用に努めます。

Ⅱ 計画の進行管理

新プランの進行管理にあたっては、計画を実効性のあるものとするために、各目標ごとに、達成に向けた指標を設定し、施策を計画的に実施するとともに、山形市男女共同参画推進条例第10条の規定に基づき、毎年度、取組みの実績とその成果を明らかにする報告書を作成し、これを公表します。

また、山形市男女共同参画審議会に事業の進捗状況を報告し、学識経験者や市民の意見・助言を施策に反映させるよう努めます。

・？用語？

山形市男女共同参画審議会

山形市の男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、男女共同参画推進条例第20条に基づいて設置された審議会です。

学識経験者、関係行政機関及び団体の代表者、公募により選出された市民の計15名で構成され、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して、より効果的な男女共同参画施策について検討し、意見交換や提案を行っています。

🗣️ 一人ひとりができること

「だれもが個性や能力を十分に発揮し、自分らしい生き方を選択できる男女共同参画社会を実現しましょう」というと、「堅苦しくて難しそう」と思われがちですが、そうではありません。

男女共同参画社会づくりのヒントは、日常生活のいろいろな場面にあります。

「女性には、この仕事は無理だな。」
(…性別で仕事が決められてしまうかも?)

「男なのに、カワイイものが好きなの？」
(…好きなものを好きと言ってはダメなのかな?)

「男だから」「女だから」といった考え（「固定的な性別役割分担意識」と言います）が、自分や家族、関わる相手の選択肢と可能性を狭める「枠」になっているかもしれません。

家庭、学校、職場、地域…身近な場所で一人ひとりがヒントに気づき、暮らしの中で相手を思いやる気持ちや、協力しあう心を持つことが、社会的につくられた「枠」を取り払い、社会の仕組みを変えていく第一歩になるのです。

あなたも、男女共同参画社会づくりのヒント、探してみませんか？



第4章 施策の展開

目標 I 男女共同参画意識の確立

基本方針 1 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います

- 1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実
- 2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し
- 3) 世界の男女共同参画に対する理解の促進

基本方針 2 男女共同参画意識を育む教育・学習の充実を図ります

- 1) 家庭における男女共同参画意識の啓発
- 2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進
- 3) 社会における男女共同参画意識の啓発

目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立

基本方針1 男女共同参画意識の高揚に向けた啓発を行います

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。男性も女性も、性別による差別的な扱いを受けることなく、それぞれの能力を発揮できる機会が与えられ、個人として尊重されることは、男女共同参画社会を実現する前提となるものです。

本市も国や県の取組みと連動し、「男女共同参画のまち山形」の実現を目指して、これまで「人権の尊重」と「両性の平等」を基本理念に掲げ、男女の平等意識を高め、市民意識の醸成を図ってきました。

しかし、固定的な性別役割分担の意識やそれに基づく社会的な制度や慣習が依然として根強く、男女平等に対する男女間、世代間の意識の差は縮まらない状況です。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場と機会でも一人ひとりが男女平等の視点を持つことが重要であり、市と市民及び事業者等が協力して取り組む必要があります。

1) 男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実

〈現状と課題〉

男女共同参画社会を実現するためには、女性問題に関する研究の活用や、「男だから・女だから」といった固定的な役割分担意識を解消することが欠かせません。平成26年度に行った市民意識調査によれば、社会全体として男女平等と感じている人は18.2%となっています。また、社会通念や慣習・しきたりでは72.2%の人が男性優遇であると感じています。

このような状況は、5年前の調査と比較するとやや改善されていますが、引き続き、男女共同参画センター「ファーラ」等において、市民が男女共同参画に関して学習する機会を提供し、男女共同参画社会に関する市民の理解を深め、定着させるための取組みを充実させることが必要です。

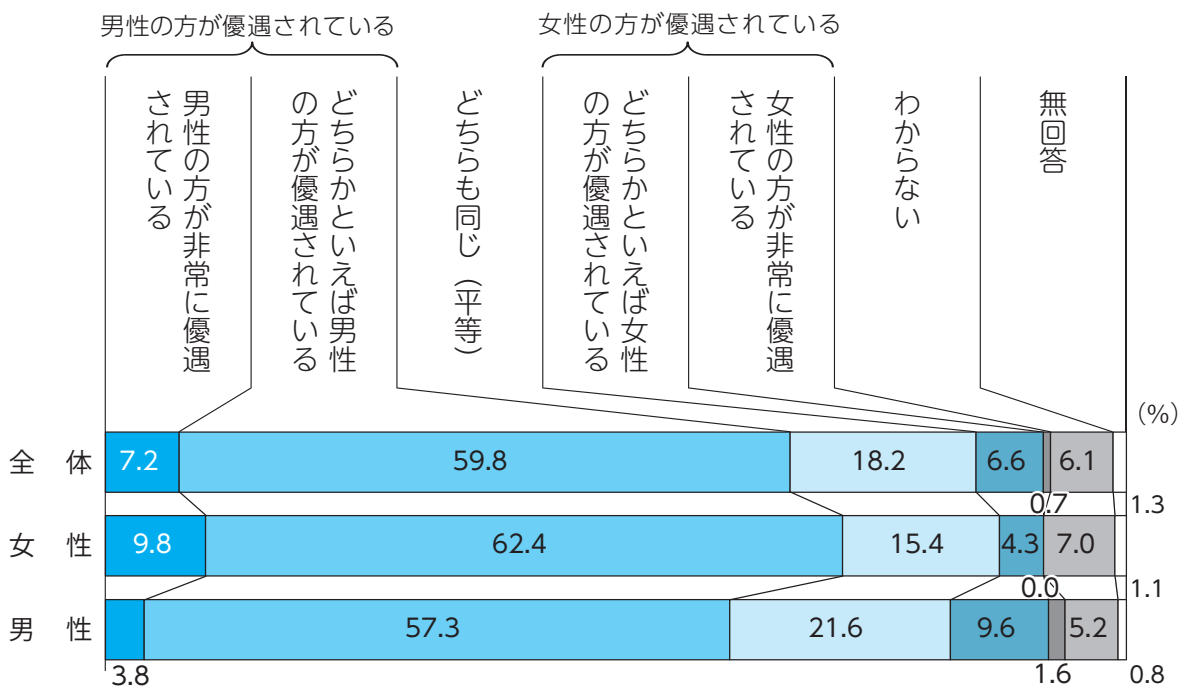
施策のポイント

- ① 市民を対象として実施している学習事業について、市民ニーズの把握に努め、より多くの市民参加と意識啓発を図ります。
- ② 男女共同参画センター等における事業や活動を通して、市民・事業所に情報の提供を行うとともに、男女共同参画意識の啓発を図ります。
- ③ 多様な媒体を通じた広報によって、男女共同参画意識の啓発を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	意識啓発に関する調査・研究の推進	○男女共同参画に関する市民意識調査の実施 ○男女共同参画に関する事業所意識調査の実施 ○女性問題研究者との連携と協力	男女共同参画課
2	男女共同参画センターの機能の充実	○男女共同参画センターにおける情報提供の充実	男女共同参画課
3	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	○広報やまがた、テレビ広報、ラジオ広報などでの積極的広報 ○男女共同参画情報紙による啓発	広報課 男女共同参画課

【社会全体の男女平等評価】



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

2) 性別による固定的役割分担意識と社会慣行の見直し

〈現状と課題〉

人々の生活基盤である家庭や地域社会では、長い時間をかけて形成されてきた、「男性は仕事、女性は家事」といった、性別に基づく固定的な役割分担の意識が残っており、家事・育児・介護等における女性の負担が重くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実をみると、男性の希望では「仕事と家庭生活を優先したい」が最も多いにもかかわらず、現実では「仕事を優先」が一番多い結果になっています。多くの男性が長時間労働を余儀なくされたり、家事・育児・介護等に積極的にかかわらない理由は、固定的な性別役割分担意識が大きいと考えられます。男女共同参画社会の実現は、男性にとっても暮らしやすい社会であることへの理解を広く浸透させる必要があります。

また、市民からは、女性だけでなく、男性の意識の啓発にも積極的に取り組むべきであるという意見や、性別だけでなく、年齢や教育環境によっても意識の差があるという意見がありました。これらを踏まえて、男性に向けた取組みなどを充実させ、市民の意識の啓発を図ります。

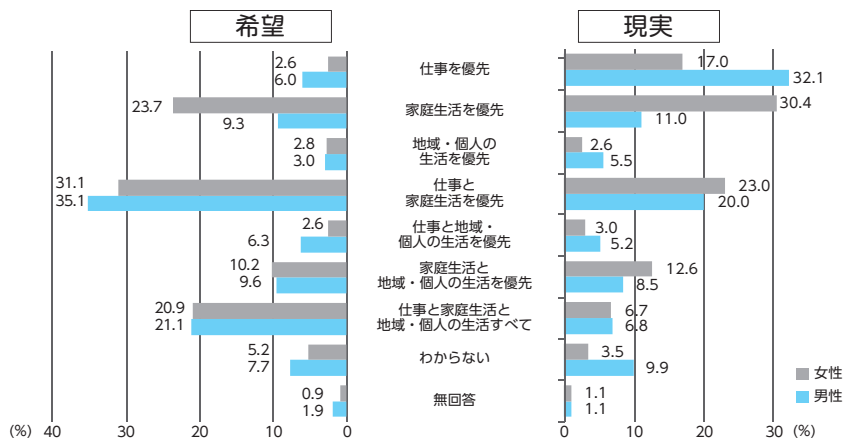
施策のポイント

- ① 社会通念や慣習・しきたりにとらわれることなく、あらゆる場面で男女が個性と能力に応じて参画できる社会づくりの啓発を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女の意識改革の促進	○様々な機会における固定的性別役割分担意識の見直しの促進	全庁
		○男女の意識改革を促進する講座等の充実	男女共同参画課
2	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	○メディアなどにおける男女共同参画の視点を尊重した表現の促進	男女共同参画課

【ワーク・ライフ・バランスの希望と現実】



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

3) 世界の男女共同参画に対する理解の促進

〈現状と課題〉

女性の地位向上に向けた取組みは、昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に世界的規模で展開され、世界女性会議の北京宣言や女性2000年会議などの国際的な動きに連動し、国は様々な取組みを進めています。

政治や経済・文化などあらゆる分野で国際化が進む中、国際的視野に立った女性の人材育成や国際的基準等の広報啓発などが必要です。

施策のポイント

- ① 国際的理解を深めるため、先進諸国における女性の地位向上に関する取組みや世界の女性を取り巻く様々な問題等について、学習する機会を提供します。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	世界の男女共同参画に関する理解の促進	○男女共同参画センターにおける世界の男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画課

🔄🗨️ 「固定的な性別役割分担意識」とは？

固定的な性別役割分担意識とは、「個人の能力等に関係なく、性別を理由にして役割を決めてしまうこと」です。

身近な例では……

- ・夫は外で仕事をするべき、妻は家庭を守るものだ。
- ・重要な仕事は男性に任せて、女性はお茶くみと補助事務をしていればよい。
- ・子育ては女性がするもの、女性は仕事より家庭を優先すべきだ。
- ・結婚したら、男性の収入で家計を支えるべきだ。
- ・男性が洗濯物を干したり、スーパーで買い物をする姿を見かけると、気の毒だとか、カッコ悪いと思う。

社会通念や慣習・しきたりは、それぞれ成立の経緯や目的を持って生まれてきたものですが、「男女共同参画社会」という新しい視点で見た場合、個人が社会活動に参画しようとする際に、性別を理由とした制約を与える可能性があり、結果として中立に機能しない場合があります。

「固定的な性別役割分担意識」が社会に与えている影響、個人に与えている影響を考慮し、これを見直していくことが重要とされています。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について、正確で自立した意識を持つことが必要であり、家庭・学校・地域社会・職場等における教育と学習の機会は極めて重要です。

男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることへの理解や、性別にかかわらず個性や能力を発揮することへの理解が深まるよう、今後もさらに男女平等と男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

1) 家庭における男女共同参画意識の啓発

〈現状と課題〉

家庭は人々にとって日常の生活の拠点であり、また社会の基礎的な単位でもあります。これからの家庭づくりには、夫婦が互いの人格と人権を尊重し合い、自立を支え合い、協力し合っるとともに生きるといった夫婦の生き方と、全員の意思を尊重しながら、毎日の生活が営まれることが必要です。固定的な性別役割分担意識と行動を見直すには、家庭における男女平等を実現することが非常に大切です。

本市の特色として、三世代同居率が高いことが挙げられますが、一方では核家族化・少子化が進み、単独世帯も増加しています。また、就労を中心とする女性の社会進出も多くなりました。こうした家族の多様化の中では、家事・育児・介護等、家庭経営を男女の共同責任と協力によって行うことが必要です。

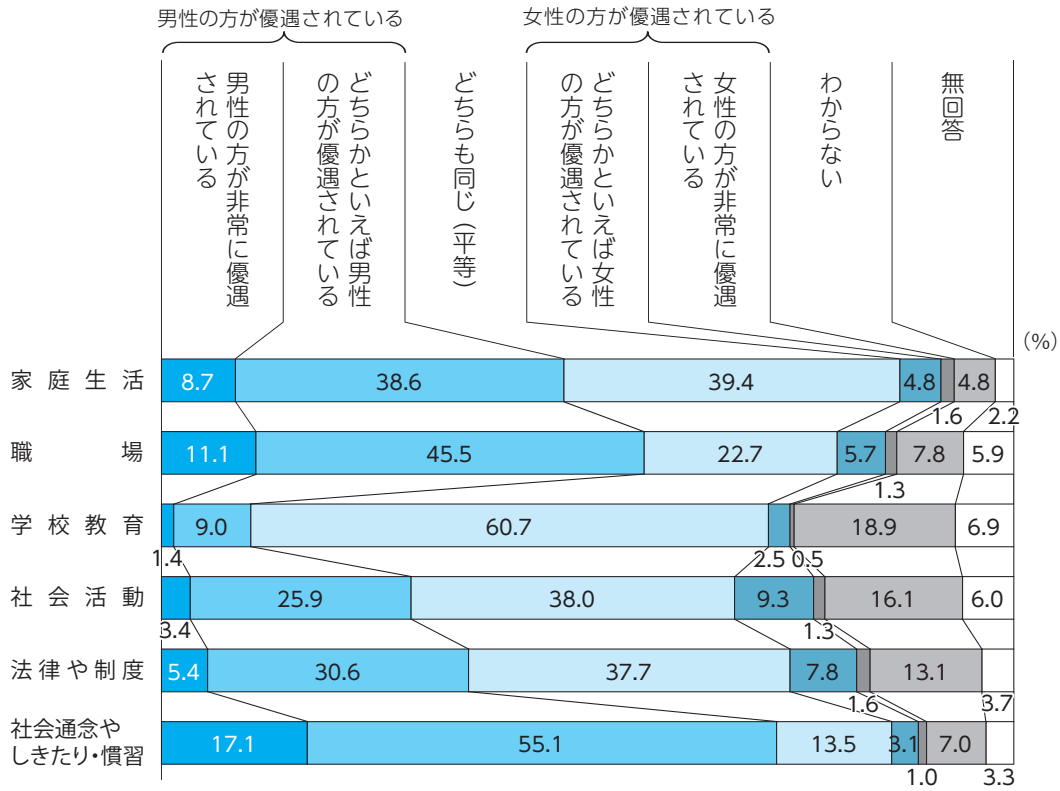
施策のポイント

- ① 家庭経営における男女の相互理解、共同責任、そして協力の必要性を認識し、それぞれが責任者として自立を目指すための学習機会を拡充します。
- ② 子どもの男女平等・男女共同参画意識の形成には、家庭内における家族員の日常生活でのあり方が深くかかわっています。子どもの意識形成に与える家族員のあり方の重要性について啓発を図ります。

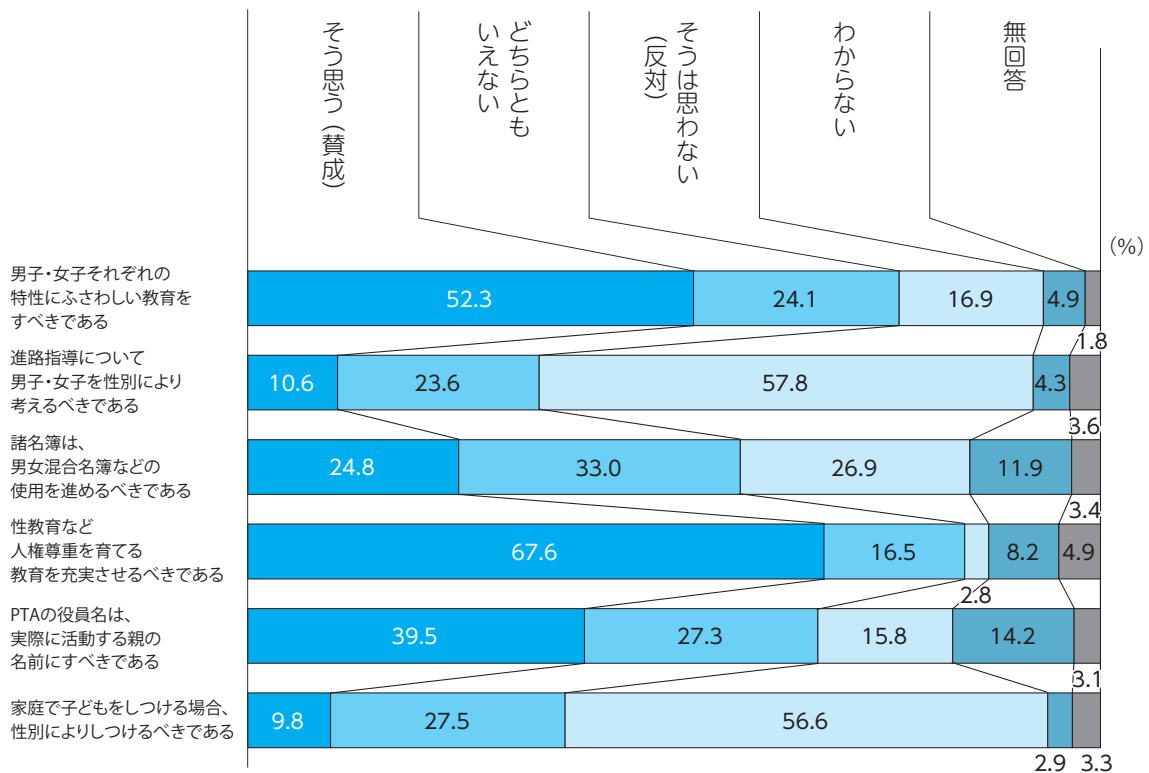
〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った家庭教育講座の実施	○男女平等の内容・視点を取り入れた家庭教育講座の実施	社会教育青少年課 男女共同参画課
2	家庭教育に関する情報の提供と相談事業の充実	○小学生向け男女共同参画資料の作成・配布 ○男女共同参画センターにおける相談事業の充実	男女共同参画課

【男女の地位の平等感】



【教育観】



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

2) 子どもたちの男女共同参画意識を育む教育の推進

〈現状と課題〉

保育所や幼稚園は、子どもたちの将来にわたる重要な社会性を身につける場でもあります。学校教育においても、基本的人権の尊重と男女平等は、教育活動の基本です。教育活動のあらゆる場と機会に、男女共同参画社会の構築に主体的に寄与する人間の育成を目指す活動の展開が必要です。

男女平等に関する保育・教育と家庭でのしつけが一連のものとして行われるように、保護者に対する働きかけが必要です。

また、子どもたちに対して教育的に大きな影響を与える保育士や教職員が、男女平等の理念の実現を自らの課題として認識すると同時に、子どもたちに男女平等の教育をすることが必要です。

このために、学校教育全体を通じて、個人の尊厳、男女平等、男女の相互協力・理解についての指導を引き続き充実していくことが求められています。

施策のポイント

- ① 人権尊重を基盤にした男女平等観の形成のため、性別にとらわれない教育活動を推進します。
- ② すべての生徒が、主体的に自分の能力や個性を生かした進路選択ができ、将来の目標に向かって進むことができるような進路指導の充実を図ります。
- ③ 学校での教育活動全体を通して、人権尊重や平等観について啓発し、児童・生徒の認識と自覚を高めます。
- ④ 保育士や教職員が、男女平等の理念の理解を深め、自ら実践することにより、子どもたちに対する男女平等教育を推進します。
- ⑤ 教職員の男女平等に関する理解を深めるため、研修の充実を図ります。
- ⑥ 保育園・幼稚園・学校と家庭との十分な連携を行い、保護者に向けた男女平等に関する研修や情報の提供を推進します。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った教育の実施	○学校でのあらゆる教育活動における男女平等の推進	学校教育課
		○小学生向け男女共同参画資料の作成・活用 ○男女共同参画に関する作品の募集・協力	学校教育課 男女共同参画課
2	性別にとらわれない教育活動の推進	○市立保育園・児童館における男女混合名簿の実施	こども保育課
		○性別にとらわれず、生徒の能力や個性を生かした進路指導の充実 ○各小・中学校の実態に応じ、可能なものから男女混合名簿の実施	学校教育課

	具体的施策	事業内容	担当課
3	保育士・教職員を対象とした男女共同参画を深める研修の実施	○保育園・児童館職員、教職員を対象とした男女平等の理解を深める研修の実施	こども保育課 学校教育課
		○校長会・教頭会との連携強化	学校教育課
4	保護者を対象とした男女共同参画の理解の促進	○保育園・児童館から保護者に向けた男女共同参画に関する情報の提供	こども保育課 男女共同参画課
		○家庭教育資料の市のホームページへの掲載	学校教育課
		○保護者に対する啓発の促進	こども保育課 学校教育課 男女共同参画課
		○PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課

3) 社会における男女共同参画意識の啓発

〈現状と課題〉

生涯学習の推進は、男女が互いに協力し、あらゆる分野に参画していくことの重要性を認識し、自覚するような観点で進めなければなりません。

また、地域社会のなかでの団体や組織が、男女平等の観点で運営されることが必要です。

しかし、まだ、地域社会には男女平等の実現を困難にしている社会的な制度や慣習が見られ、その運営にあたって男女が平等に参画することが進まない状況です。

住みよい地域をつくるために、市民一人ひとりが自らの自己実現と豊かな地域づくりを目指して、男女平等の観点から地域の課題を掘り起こして学習していくことが必要です。

施策のポイント

- ① 地域社会の運営における男女平等の実現を図ります。
- ② 女性の地域社会への参画を困難にしている社会通念や慣習・しきたりを改善するための啓発を推進します。
- ③ 社会教育事業の中で、男女平等意識の推進を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	地域社会における啓発の推進	○公民館・コミュニティセンターにおける市民を対象とした講座の実施	社会教育青少年課 男女共同参画課
2	生涯学習における男女共同参画の推進	○男女共同参画に関する学習機会の提供 ○大学と連携した男女平等学習の充実 ○男女共同参画に関する作品の募集・表彰	男女共同参画課

目標 I の評価指標

《期間中の評価指標の設定》

	指 標 名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
1	社会全体で男女平等と思う人の割合	18.2%	25%以上
2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	72.2%	50%以下
3	男女共同参画に関する講座実施回数（※）	42回	45回
4	男女共同参画センター会議室等利用率	55.6%	60%以上

※ 男女共同参画課及び男女共同参画センターが実施する講座の回数

山形市男女共同参画センター
“ファースト”



目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

基本方針1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します

- 1) 政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進
- 2) 企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進
- 3) 女性のエンパワーメントへの支援

基本方針2 地域社会における男女共同参画を推進します

- 1) 地域活動における男女共同参画の促進
- 2) 地域防災活動における男女共同参画の推進

目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現

基本方針1 政策・方針の意思決定の過程での男女共同参画を推進します

男女共同参画のまちづくりを進めていくためには、あらゆる場面で市民一人ひとりが個性と能力を最大限に発揮し、その活躍にふさわしい評価が得られるような環境の整備が必要です。

女性の参画を推進することは、行政や企業・団体等が多様な価値観や発想を施策の展開や組織運営・事業活動に反映させることでもあります。そのためには、女性が自らの能力を十分に発揮し、様々な分野での政策や方針の決定に、企画・立案の段階から男性と平等にかかわること、またその能力に応じて、意見を反映させることができる役職につくことが望まれます。

また、女性自らが政治的・経済的・社会的・文化的なあらゆる領域に参画する能力を高め、そのための支援体制を整備することも必要です。

1) 政策や方針の意思決定過程での男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

行政施策を決定する公的分野ばかりでなく、市政に市民の意見や要望を反映させることを目的とする審議会・委員会でも、意思決定過程への女性の参画が増加しつつありますが、第2次プランの目標値である40%には至っておらず、女性の能力が十分に活用されていない状況です。

特に審議会や委員会に参画する市民や市の職員は、市民の生活にかかわる政策の決定や意見反映について、果たさなければならない自らの責任と役割を十分に認識する必要があります。

同時に、男女共同参画社会づくりに、男女がともに主体的に参画し、責任を果たしていく力をつけていくための支援を充実する必要があります。

施策のポイント

- ① 男女がともに市政への関心を高め、市民と企業、行政が、互いの意見を尊重し確認し合いながら、まちづくりを進めていく意識の醸成を図ります。
- ② 市の審議会・委員会において、特定の性に偏らないようにすることが必要であり、社会の構成員の半数を占める女性の意思を反映させるため、平成32年度までに女性委員の比率40%を目標として、女性の参画を推進します。

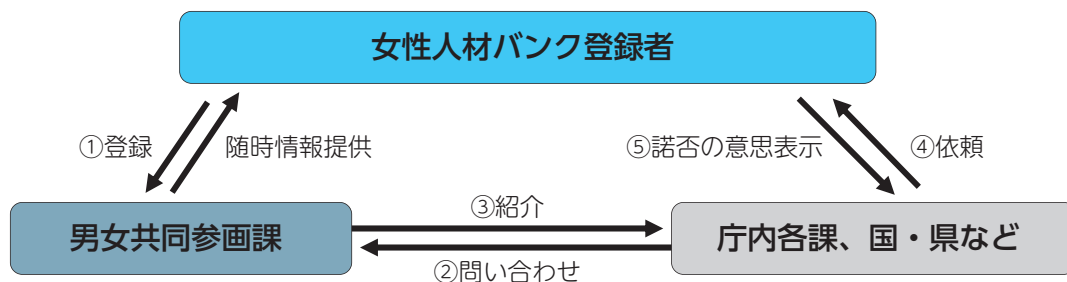
〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	市政や行政に対する関心の喚起と男女共同参画の推進	○男女共同参画センター事業における市民団体・NPOとの連携	男女共同参画課
		○各審議会等の開催についての公告 ○各審議会等議事録の情報公開窓口での閲覧及び市ホームページへの掲載	市民相談課
		○まちづくり活動への女性の関心の喚起 ○自治・時事問題に関する学習事業の充実 ○議会や審議会への傍聴の促進	全庁
2	市の審議会・委員会委員への女性の参画推進	○審議会等における女性委員の参画状況調査の実施及び積極的な起用の推進 ○山形市女性人材バンクの充実	男女共同参画課
		○審議会・委員会における女性委員比率の目標値40%の達成 ○公募制やクオータ制導入の検討 ○女性人材育成事業の充実 ○山形市女性人材バンクの活用	全庁

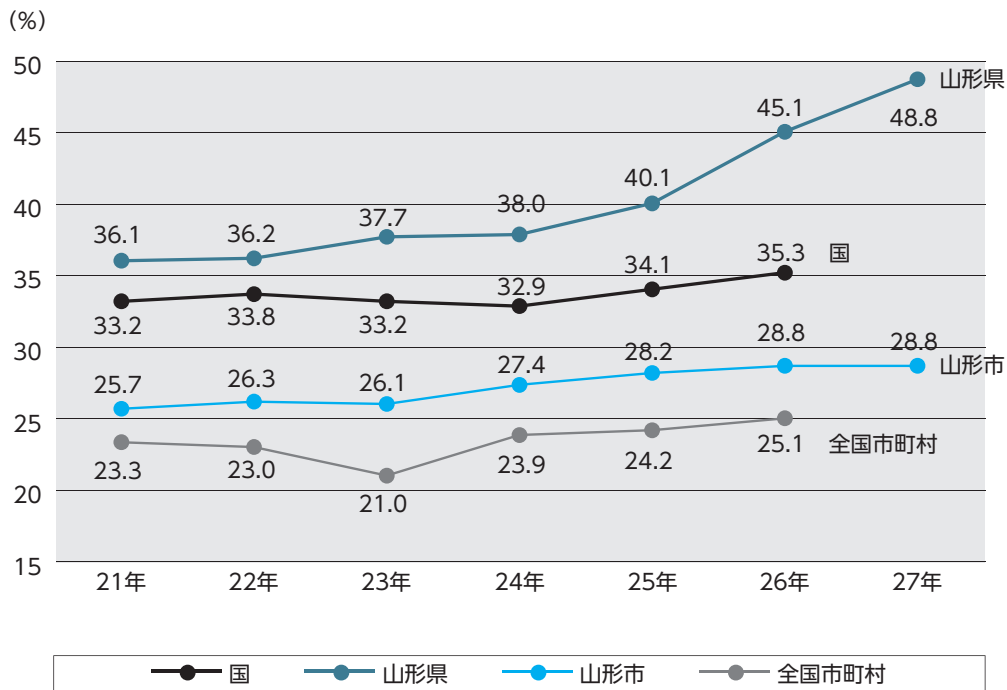
🗨️👤🏠 山形市女性人材バンクの取組みについて

山形市女性人材バンクは、政策・意思決定の過程に女性の参画を進めることを目的として、山形市が平成11年に設置したものです。平成27年12月現在80名の方が登録しています。

庁内各課や国・県などに、審議会等の委員や講演会・講座・研修会の講師として推薦しており、広く登用・活用を呼びかけています。



【審議会等における女性委員の参画状況】



山形県：山形県男女共同参画白書

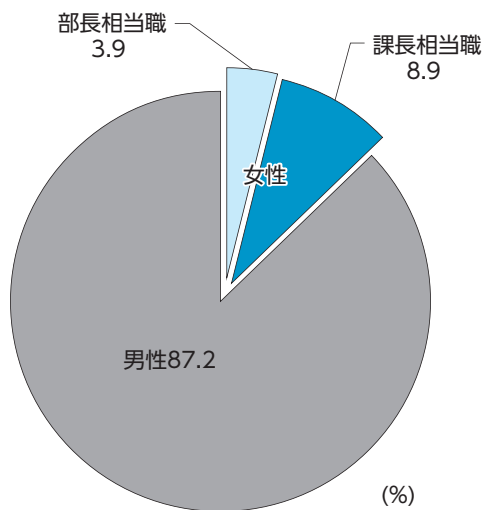
国・全国市町村：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

※山形県：目標の対象となる審議会等における登用状況

※山形市・全国市町村：地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における登用状況

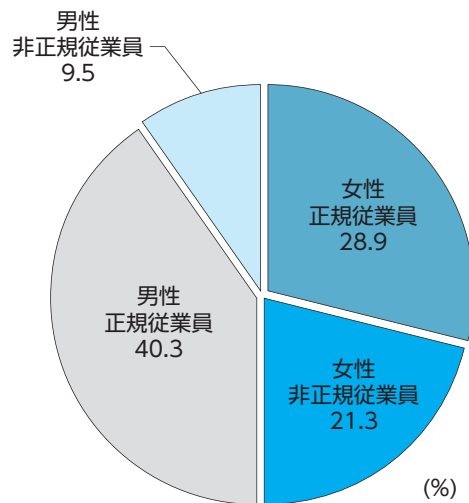
【管理職等に占める女性管理職の割合】

女性管理職の割合：12.8%



【全従業員に占める女性従業員の割合】

女性従業員の割合：50.2%



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」

2) 企業や団体等の方針決定の場での男女共同参画の促進

〈現状と課題〉

企業や団体等の組織は、基本的には、自らの意思に基づいて、自主的に運営されるものであり、行政の指導や助言が強く及ばないのが一般的です。

しかし、これらの企業や団体等の運営のあり方が、そこで働く人々や社会に対してばかりでなく、本市全体の男女共同参画社会づくりに、大きな影響を及ぼしています。

事業所意識調査によれば、事業所の管理職全体に占める女性管理職（「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計）の割合は12.8%となっており、全従業員に占める女性従業員の割合が50%であったことからみても、まだまだ女性の登用は進んでいない状況です。

これらの企業や団体等にあっても、組織の方針決定の場に、男女が平等に参画できる体制が整備されることが必要です。

施策のポイント

- ① 企業や団体等の組織における男女共同参画を促進するために、国・県・関係機関との連携による支援を充実し、積極的に働きかけていきます。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	企業や団体等における女性の参画状況調査の実施	○男女共同参画に関する事業所意識調査の実施・広報・活用	男女共同参画課
2	男女共同参画の啓発・促進	○国・県・関係機関の情報提供 ○企業や団体等における女性の活躍を推進するための啓発活動の実施	男女共同参画課
		○女性の職域拡大の啓発 ○女性の参画の促進	全庁

・？用語？

クォータ制とエンパワメント

クォータ制：

特別措置の具体的・積極的措置方策のひとつで、割当制のことです。例えば政府の公的委員会は「少なくとも一方の性が40%になるように構成されなければならない」と規制することをいいます。

エンパワメント (Empowerment)：

力 (パワー) をつけること。個人が、政治的・経済的・社会的・文化的に力を持った存在になること。自分たちのことは自分たちで決め、行動できる能力を身につけ、その能力を発揮して行動していくことをいいます。

3) 女性のエンパワーメントへの支援

〈現状と課題〉

行政の審議会・委員会等では女性の参画は増えてきていますが、多くの分野で十分に進んでいない現状にあります。

女性が公的な機関や企業、団体等の政策などの方針決定の場に参画していくために、積極的な改善措置をとるとともに、女性自らが参画の場で責任を果たす力をつけることが求められています。

このため、女性のエンパワーメントに向けた学習機会の提供や、支援体制を整備することが必要です。

施策のポイント

- ① 女性が政策や方針を決定する場で能力が発揮できるように、一人ひとりの女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的・文化的な能力をもった存在になる（エンパワーメント）ための学習機会の提供と支援を行います。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	女性のエンパワーメントに向けた人材育成事業の充実	○男女共同参画センターにおける女性のエンパワーメントを図るための講座の実施 ○ファースト大学による女性人材養成 ○山形市女性人材バンク登録者への研修の実施	男女共同参画課
		○女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会・講演会の実施	農政課
2	男女共同参画を推進するリーダー養成のための研修事業の拡充	○男女共同参画センターにおけるリーダー養成講座の実施	男女共同参画課
3	自主活動とネットワークづくりへの支援	○男女共同参画センター機能（情報提供・貸館・交流等）の充実 ○ファースト大学受講者のネットワークづくりへの支援	男女共同参画課

地域社会における男女共同参画を推進します

地域のつながりの希薄化が指摘され、少子高齢化などの社会情勢の変化が著しい現代においては、男女がともに協力し合い、多様化・複雑化する地域の課題に対応していくことが求められます。

また、東日本大震災を契機に、自治会等のコミュニティ活動の重要性が改めて認識されています。本市においては、地震以外にも、蔵王山の火山活動や局地的大雨など、予測が難しい災害などが考えられ、これまで以上に地域活動への参加意識を高めるとともに、地域との連携により、防災や減災、復興に関する意思決定の過程への女性の参画を拡大していくことが必要です。

1) 地域活動における男女共同参画の促進

〈現状と課題〉

地域活動や社会活動に市民が積極的に参画することは、個人的には活動を通して自己実現を果たすことでもありますが、その一方で、より豊かな地域づくりやまちづくりのための、市民の責務でもあります。

実際に、保健福祉、防災、環境、リサイクル、そしてNPO・ボランティア活動等々、幅広い分野で、市民の自主的な地域活動や社会活動が展開されてきました。

しかし、男女が地域活動等に参画することを困難にしている社会通念や慣習・しきたりが残っており、家族の状況や仕事の関係で、こうした活動に参画することが困難な状況にある人々も少なくありません。男女がともに参画しやすい環境の整備が必要です。

施策のポイント

- ① 市民一人ひとりが、様々な地域づくり・まちづくりに主体的に参画し、自己実現を図ることができるシステムや組織づくりを支援します。
- ② 男女共同参画を困難にしている社会通念や慣習・しきたりなどを改善し、男女がともに地域活動や社会活動に参画しやすい環境づくりを進めます。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女共同参画に向けた地域活動への支援	○地域活動におけるあらゆる機会での積極的な啓発（公民館・コミュニティセンターを通じた地域への広報）	広報課 社会教育青少年課 男女共同参画課
		○男女共同参画センターにおける育児サークルリーダー研修会の実施 ○市民企画講座・出前講座・ファースト大学の実施	男女共同参画課
2	社会活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	○消費者活動への男性参画の促進を図る消費者啓発・教育講座の実施	消費生活センター
		○PTA活動における男女共同参画の促進	学校教育課
		○ボランティア・NPO活動に関する相談、情報提供の充実	企画調整課

2) 地域防災活動における男女共同参画の推進

〈現状と課題〉

防災の分野では、東日本大震災で明らかになったように、救援物資や避難所運営等で、男女共同参画の視点が不十分であることから、女性や子育てのニーズに配慮した対応ができないなど、多くの問題が起こっており、防災や減災、復興に関する意思決定の段階から、女性の参画が必要であることがわかりました。

平成25年には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどプライバシーを確保できる仕切りの工夫、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取組みが、避難生活の安全・安心のために重要であることが示されました。

地域における防災力向上を図るには、平常時からの男女共同参画の推進と、男女共同参画の視点を取り入れた研修・訓練等の実施が必要です。

施策のポイント

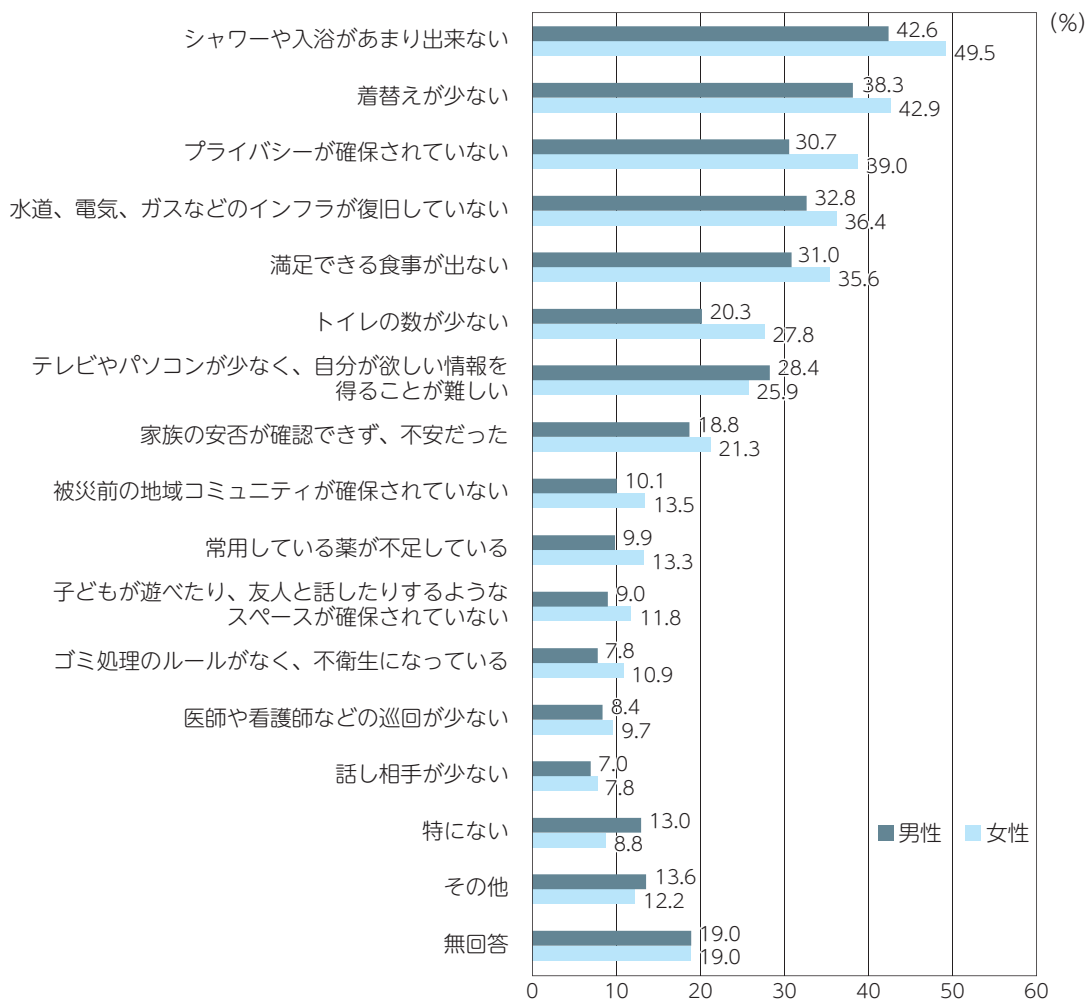
- ① 男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性について、意識啓発を進めます。
- ② 地域の防災分野における女性の参画を推進し、性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルの作成や女性リーダーの育成を支援します。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 ○女性に配慮した災害用備蓄物資の整備 ○女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備	防災対策課 男女共同参画課
2	地域防災における男女共同参画の促進	○自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進	防災対策課
		○消防団女性消防隊の育成・参画	消防本部
		○地域の防災活動における男女共同参画のための啓発	男女共同参画課

【震災直後からの避難所での生活について困っていること】

(男女別・複数回答)



資料：内閣府・消防庁・気象庁共同調査「津波避難等に関する調査」（平成23年）を基に、内閣府男女共同参画局による男女別集計

目標Ⅱの評価指標

＜期間中の評価指標の設定＞

	指 標 名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
1	市の審議会等における女性委員比率	28.8%	40%以上
2	女性人材バンク登録者数	73人	100人
3	女性人材バンク年間活用件数（※1）	88件	100件
4	事業所の管理職に占める女性の割合（※2）	12.8%	30%以上
5	山形市自主防災組織連絡協議会及び市が主催する 防災講習会等の女性参加者比率	2.5%	30%以上

※1 算出式 審議会への活用件数 + 委員会等への活用件数 + 講師等への活用件数

※2 「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計



目標Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現

(山形市職業生活における女性活躍推進計画)

基本方針1 働く場における男女共同参画を推進します

- 1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保
- 2) 職場における男女共同参画に関する教育の推進
- 3) 女性の能力発揮促進のための支援

基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します

- 1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進
- 2) 多様な働き方に対応した環境の整備促進

- 3) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進

基本方針3 男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します

- 1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透
- 2) 生涯を通じた健康保持増進対策の推進

目標Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現

(山形市職業生活における女性活躍推進計画)

第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」の目標Ⅲ「多様な生き方を選択できる環境の実現」に関する施策のうち、基本方針1「働く場における男女共同参画を推進します」及び基本方針2「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進します」の施策の方向(1)(2)に関する部分を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日号外法律第64号）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置づけ、「山形市職業生活における女性活躍推進計画」として、職業生活を営むまたは営もうとする女性の職業生活における活躍を推進します。

計画策定の趣旨

わが国は、急速な高齢化と人口減少局面を迎えており、将来の労働力不足が懸念されています。さらに、社会ニーズの多様化やグローバル化等に対応するためには、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠であり、新たな価値を創造し、リスク管理等への適応能力を高めるといった観点からも、早急に女性の活躍の推進が求められています。

また、女性の就業率は、63.6%（平成26年総務省労働力調査）となっており、増加を続けておりますが、就業している女性の約6割が第1子の妊娠・出産を機に離職しています。さらに、女性は、出産・育児等による離職後の再就職にあたっては、非正規雇用となる場合が多く、雇用の不安定や低賃金、キャリア形成の阻害といった問題を生じさせています。

働くことによって自らの生活を維持し、豊かにする機会を得る権利は、性別にかかわらずすべての人々に保障された権利です。育児や介護等の生活上の様々な活動と仕事を両立させ、働き続けることのできる環境づくりが必要とされています。

このような状況を踏まえ、働く場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を進め、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

働くことによって自らの生活を維持し、豊かにする機会を得る権利は、性別にかかわらずすべての人々に保障された権利です。日本国憲法でも「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負う」と明記されています。平成19年の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定や、平成21年の「育児・介護休業法」の改正など、男女が家庭や地域生活の中で多様な生き方を選択できる社会を目指した法的・制度的な整備が進められてきました。

しかし、現実には女性の労働環境や条件においては、雇用、昇任・昇格や賃金、さらには教育訓練の機会など、男女間の格差が依然として残っています。また、セクシュアル・ハラスメントに代表される様々なハラスメントは、就業環境を悪化させるだけでなく、人権を侵害する社会的な問題となっています。

農林業や商工業等の自営業では、女性が生産や経営の重要な担い手であるのにもかかわらず、その役割や貢献に見合った評価を受けることが少なく、方針決定への参画も少ない傾向にあります。

これらの状況を改善し、男女が平等に、いきいきと働くことができる職場環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法の履行確保などの啓発に一層努めるとともに、事業者等に対して、積極的格差是正措置を働きかけます。

1) 雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保

〈現状と課題〉

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正により、女性をめぐる労働環境は改善されつつある状況ですが、雇用形態、教育・訓練の機会や賃金等においては、依然として男女の格差があります。

結婚・出産・育児などの何らかの事情によって、一時的に就労を中断した女性は、パートタイム労働者として再就労することが多く、また派遣労働者や家内労働者なども女性に多くみられます。これらはいずれも短期的な就労形態であり、待遇面で正規雇用者と比べて時間単価が低いことや、雇用調整の対象になりやすいなどの問題点があります。

男女がともに働きやすい環境づくりを推進するために、各法制度の周知を図るとともに、正規雇用・非正規雇用といった労働条件や賃金、昇任・昇格など、事実上生じている男女の格差を是正するための取組みが求められます。

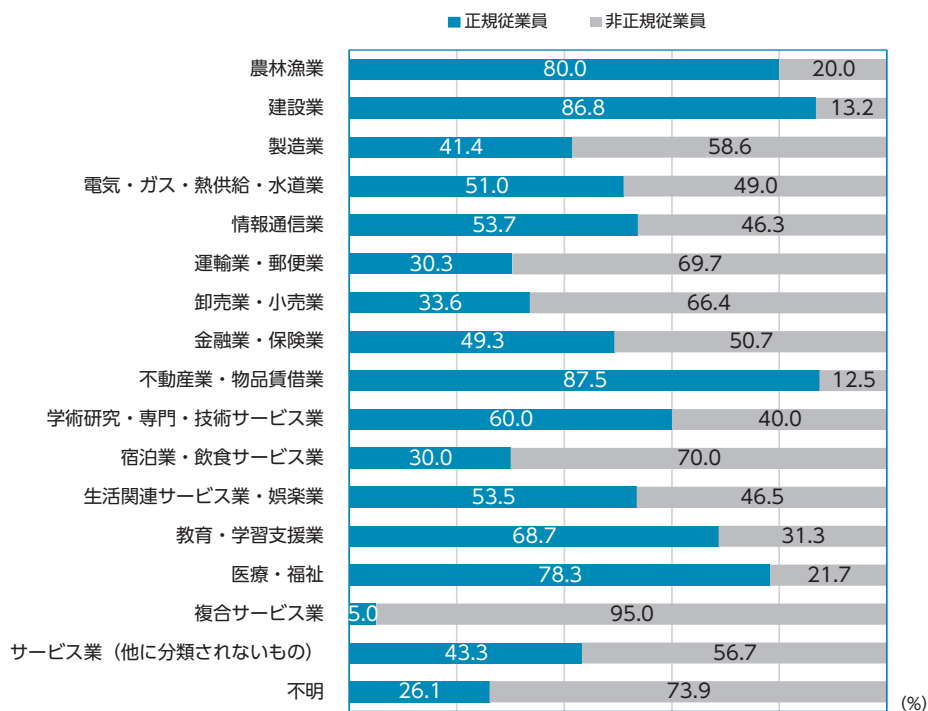
施策のポイント

- ① 雇用の場における男女間の機会均等の促進に向け、関係機関と連携しながら企業・事業者等に対する啓発を図ります。
- ② 各種の広報等を通じて、就労における男女平等意識が浸透するように努めます。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保についての啓発	○男女の雇用機会均等と待遇の平等についての情報提供 ○企業内研修のための情報提供や講師派遣事業の実施	男女共同参画課
		○国・県と連携した男女の雇用機会均等と待遇の平等についての啓発	雇用創出課
		○女性の活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与	管理住宅課
2	農林業就業者・自営業者における男女共同参画の推進	○家族経営協定の締結や畜産ヘルパー制度の普及促進 ○女性農業者の社会参画及び経営参画を支援するための農業経営等に関する研修会・講演会の実施	農政課
		○国・県と連携した商工業自営業者の就業環境の改善	雇用創出課
3	非正規雇用等における雇用環境の整備	○国・県と連携したパートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発 ○パートタイム労働者・派遣労働者等の労働条件に関する相談及び情報提供	雇用創出課

【女性従業員の雇用形態別割合】（業種別）



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」

2) 職場における男女共同参画に関する教育の推進

〈現状と課題〉

セクシュアル・ハラスメントなどに代表される各種ハラスメントは、女性を働く対等なパートナーとして見ない偏った価値観や職場環境のもとで起こるものであり、女性の就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものです。

職場における性別役割分担や職場慣行を見直し、各種ハラスメントに関する理解の促進を働きかけるなど、女性を対等なパートナーと位置づけ、就労における男女平等を推進するための積極的な取り組みが必要です。

施策のポイント

- ① セクシュアル・ハラスメントに代表される各種ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、様々な機会を通して、事業所や市民に対して防止に向けた啓発活動に努めます。
- ② 男女のパートナー意識や固定的な性別役割分担意識の改善に向けた情報提供と啓発を推進します。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	ハラスメント防止に向けた啓発	○国・県と連携したハラスメント防止に向けた啓発	雇用創出課 男女共同参画課
2	性別役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	○国・県と連携した性別役割分担や職場慣行の改善に向けた啓発	雇用創出課
		○事業所に対する男女共同参画情報紙による情報の提供及び研修会等の実施	男女共同参画課

・?用語?

代表的なハラスメント

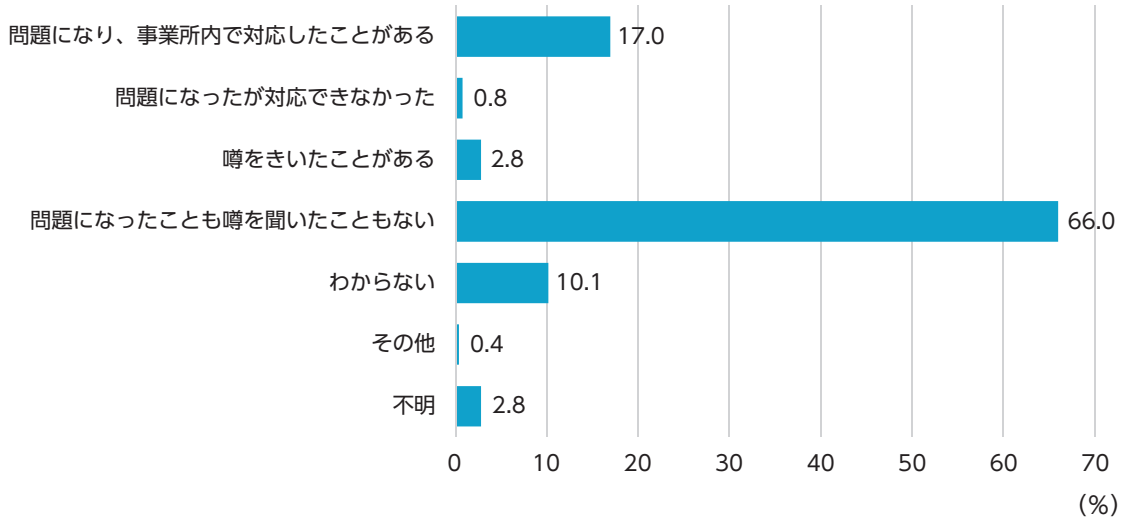
セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment) :

性的な嫌がらせ。性的な言動や性別による固定的性別役割分担意識から生じた言動により、個人に不快感や不利益を与える、または生活環境を害することを指します。

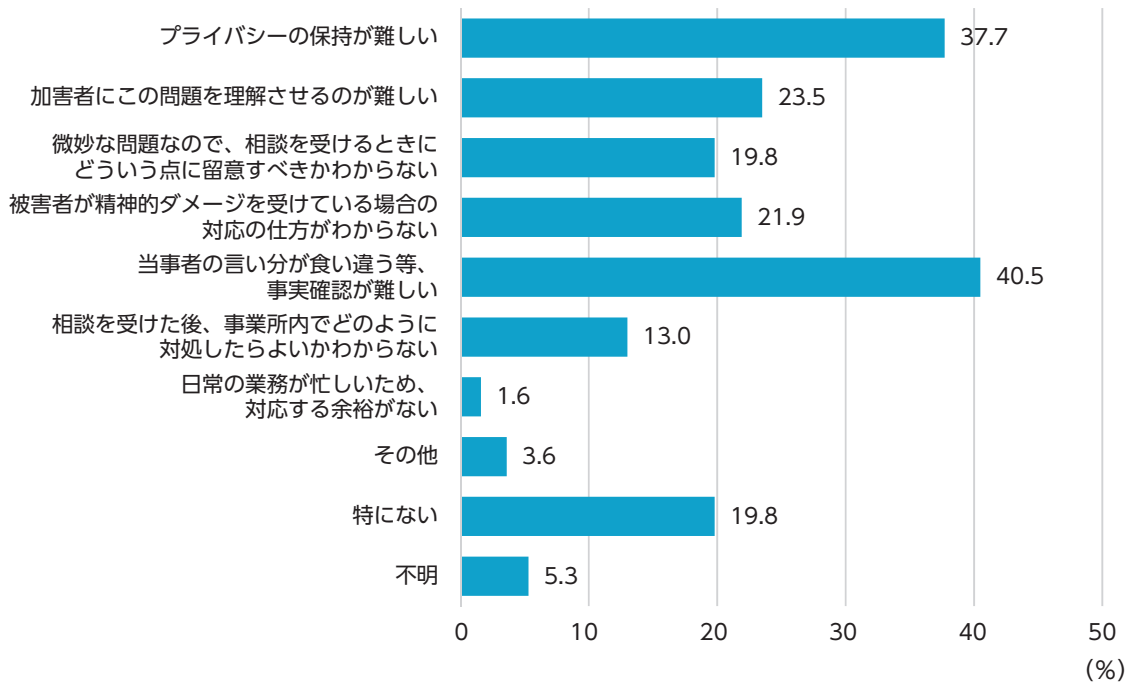
パワー・ハラスメント (power harassment) :

職場における上下関係、雇用形態の違い等により生じる権力差 (パワー) を利用して、人格や尊厳を侵害するような言動により、職場環境の悪化や就業不安を与えるような行為のことを指します。

【セクシュアル・ハラスメントにかかる問題の発生】



【セクシュアル・ハラスメント対応が難しいと感じていること】（複数回答）



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」

3) 女性の能力発揮促進のための支援

〈現状と課題〉

技術革新や情報通信技術等の急速な進展によって、職業能力向上の必要性はますます高まってきました。女性が就業上の役割を遂行し責任を果たしていくためには、女性自らが職業能力の開発・向上に努めなければならないことは言うまでもありません。

また、育児などの何らかの事情によって、一時的に就労を中断した女性の再就職が円滑にできるように職業能力の開発が必要です。

さらに、経済構造の変化や情報化の進展の中で、在宅ワーク等、就労形態の多様化が進んできました。このような領域は就労条件の整備等の課題がありますが、育児等と仕事の両立もしやすく、柔軟な働き方を可能にしており、女性の就業機会の拡大にも繋がってきます。

起業をはじめ、在宅ワーク等多様な働き方を求める女性に対し、情報や学習機会の提供を行い、支援していく必要があります。

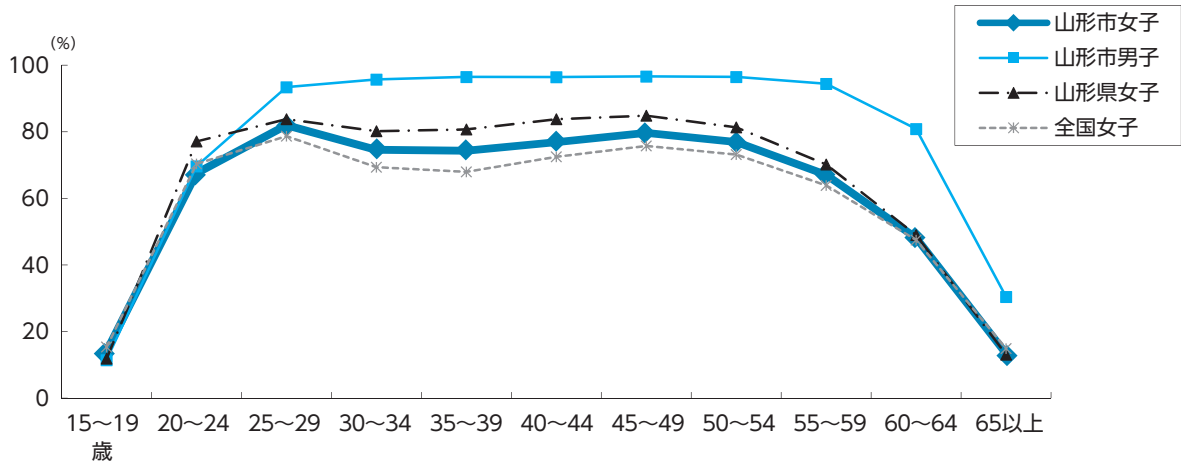
施策のポイント

- ① 女性の職業能力を開発し向上させるための学習機会の拡充を図ります。
- ② 再就職をめざす女性のための支援を進めます。
- ③ 情報化の進展等による就労形態の多様化に対応した女性の就業機会の普及促進を図ります。

〈具体的施策〉

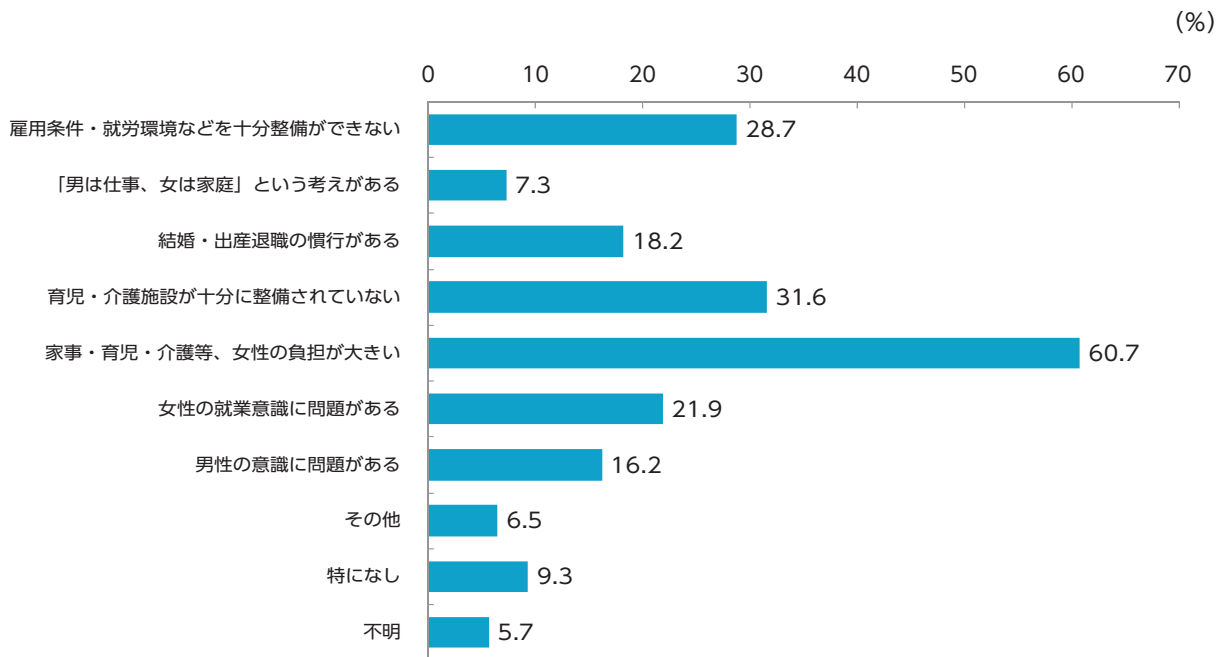
	具体的施策	事業内容	担当課
1	職業能力開発の学習機会の拡充	○男女共同参画センターにおける職業能力開発及び再就職に関する講座の実施	男女共同参画課
		○働く女性の家における職業生活技術に関する各種事業の実施	福祉文化センター
		○関係団体における職業能力開発の学習機会の拡充	雇用創出課
2	情報提供と相談体制の整備	○雇用総合相談窓口の情報提供の充実	雇用創出課 男女共同参画課
		○男女共同参画情報紙による女性の起業等、多様な働き方に関する情報提供	男女共同参画課
		○起業に関する情報提供	雇用創出課

【男女別年齢階級別労働力率】



資料：平成22年国勢調査

【女性の活躍推進上の問題】



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」

仕事と生活の調和を支援していくにあたっては、男女を問わず、家事・育児・介護等を行いながら、働き続けることのできる環境の整備を図ることが重要です。特に山形県は、夫婦共働き世帯率が全国3位(平成27年)となっていることから、女性に対する労働力としての期待も高いと言えます。

しかし、家庭責任の多くを女性が担う現状があり、特に働く女性にとって大きな負担になっています。男女雇用機会均等法や育児・介護休業法なども改正され、労働環境を守る法整備が進んできましたが、男性の長時間労働の改善は進まない状況です。

家事・育児・介護等の負担を女性のみにならせず、男性も積極的にかかわっていただけるように、固定的な性別役割分担意識や職場だけを優先する風潮を是正していかなければなりません。

このため、男女ともにゆとりを持って家庭責任を担えるように、労働時間の短縮や子育て・介護の支援策の充実など社会的な取組みを進めていく必要があります。

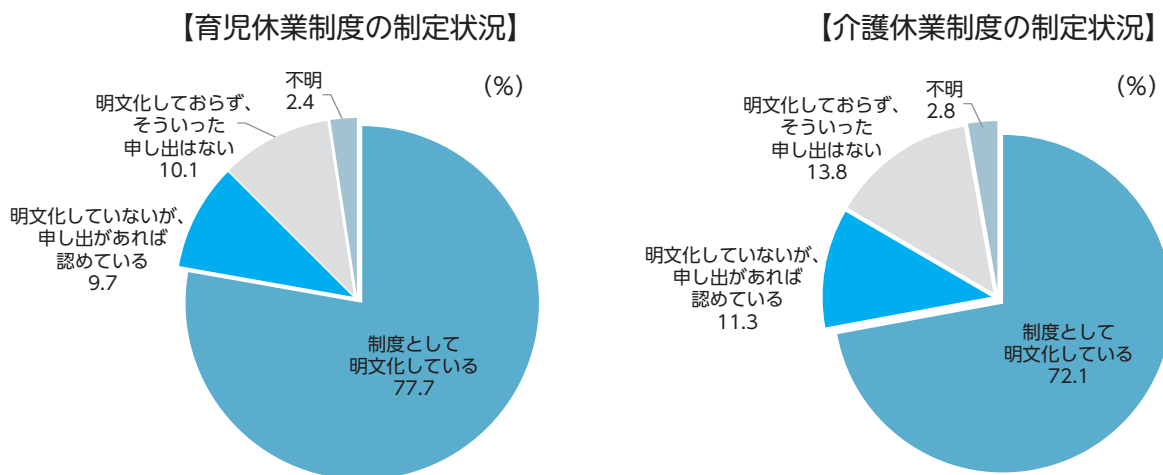
1) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

〈現状と課題〉

だれもが個性や能力を十分に発揮し、一人ひとりが自分らしい生き方を選択するためには、仕事や家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できるワーク・ライフ・バランスの推進が不可欠です。

しかしながら、職業の有無にかかわらず、男性は仕事、女性は家事・育児といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、男性の多くが長時間労働を余儀なくされ、家庭責任の多くを女性が担っている現状があります。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、市民の理解を深めるだけでなく、事業者がワーク・ライフ・バランスの重要性を理解することが必要です。



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査」

施策のポイント

- ① 市民及び事業者に対して、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や情報提供を行い、一人ひとりのライフステージに応じた多様な働き方を可能にするワーク・ライフ・バランスの有効性について、理解の促進を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発	○国・県と連携したワーク・ライフ・バランスの啓発	雇用創出課 男女共同参画課
2	看護休暇制度の普及促進	○国・県と連携した看護休暇制度の啓発	雇用創出課
3	育児・介護休業制度の普及促進	○国・県と連携した育児・介護休業制度の啓発	雇用創出課
4	休業制度利用実態調査及び男性に対する制度利用の促進	○休業制度利用実態調査（事業所の意識及び実態調査）の実施	男女共同参画課



・？用語？

イクボスとは

職場でともに働く部下・従業員の育児・介護・地域活動への参加に理解のある経営者や上司のことです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）を指します（女性管理職も含まれます）。

イクボス普及の動きは全国に広がりを見せており、従業員の育児・介護参加という側面だけでなく、出産・育児・介護等による離職者を減らし、多様な視点を企業にもたらす経営戦略としても注目を集めています。

平成28年1月には、山形市長が県内市町村長として初めて「イクボス宣言」を行いました。

2) 多様な働き方に対応した環境の整備促進

〈現状と課題〉

少子高齢化の進行や核家族の増加などによって、家族の姿やライフスタイルの多様化が進んでいます。男女がともに仕事と子育て・介護・地域活動などにおいて自らの望むバランスを実現し、充実した生活を送るためには、多様な働き方を支援するための環境の整備が欠かせません。

家族の構成員が性別にかかわらず、互いに協力しながら家事・育児・介護等を担うことができるよう、意識啓発を進めるとともに、事業者等に対しても、育児・介護休業を女性のみでなく、男性も取得しやすく、かつ、職場に復帰しやすい環境の整備を働きかける必要があります。

施策のポイント

- ① 職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスに配慮する上司（イクボス）についての周知・啓発を進めます。
- ② 男女を問わず家族の協力のもとで行われる家事・育児・介護等の在り方について啓発を行います。
- ③ 家庭生活と仕事の両立支援に向け、保育ニーズの多様化に対応した子育て支援体制の充実を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備	○企業・団体等に対するイクボス制度の周知・啓発	男女共同参画課
		○企業・団体等に対する労働時間短縮・有給休暇取得に向けての啓発	雇用創出課 男女共同参画課
2	利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備	○利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備 一時預かり 延長保育 病児・病後児保育 ファミリー・サポート・センター 放課後児童クラブ ○事業所内託児所設置促進のための働きかけ	こども保育課 こども福祉課
3	家事・育児・介護等への男女共同参画の促進	○ママ・パパ教室の実施 ○思春期保健支援教育の実施	健康課
		○男女共同参画にちなんだ日や週間の設定による広報・啓発の促進 ○男性を対象とした家事・育児・介護等に関する講座の実施	男女共同参画課
		○地域における子育て支援の環境づくりを進める家庭教育講座の実施	社会教育青少年課
		○催事や研修会等における託児の充実	全庁

3) 高齢者・障がい者・ひとり親・外国人・様々な困難を抱える女性等が自分らしく暮らせる環境の整備促進

〈現状と課題〉

昨今の経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化やグローバル化、核家族化等が進む中で、貧困や地域での孤立など、様々な生活上の困難に直面する人々が増えてきています。とりわけ女性の高齢者や障がい者、外国人居住者などは、様々な要因から、複合的に困難な状況に置かれてしまうことが多く、日々の生活に不安を抱えてしまいがちです。

ひとり親家庭では、仕事・育児・家事等を一人で担っていく必要から、経済的、身体的、精神的な負担が大きいため、母子家庭、父子家庭を問わず、自立に向けた支援や相談体制の充実に向けた取組みが必要です。

また、性同一性障がいや同性愛者など、性的マイノリティといわれる人については、偏見や差別、社会制度の壁に苦しみ、傷つけられることも少なくありません。

様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めるとともに、自らの意思で多様な生き方が選択できるような力をつけるための支援が必要です。

施策のポイント

- ① 高齢者や障がいを持つ人が、その意欲や能力をいかして、生きがいを持って生活できるよう、社会参画を進めるための支援を充実します。
- ② ひとり親家庭では、仕事・育児・家事等を一人で担っていく必要から、経済的、身体的、精神的な負担が大きいため、自立支援や相談体制の充実に向けた取組みを行います。
- ③ 市内に居住する外国人と互いの理解を深めるために、交流や多文化理解のための学習機会の拡充を図ります。また相談事業の充実等、外国人が暮らしやすい環境の整備を図ります。
- ④ 性的マイノリティについて、人権尊重の立場から理解の促進を図ります。



〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	ひとり親への自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当、健やか教育手当の支給 ○親子すこやか医療の給付 ○母子父子自立支援員の配置 ○自立支援に向けた各種制度の相談及び周知 ひとり親家庭子育て生活支援事業 母子父子寡婦福祉資金貸付 高等職業訓練促進給付金 自立支援教育訓練給付金 など ○母子生活支援施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> こども保育課 こども福祉課
2	高齢者及び障がいを持つ人の社会参画活動の促進と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会参加促進事業の実施 ○障がいを持つ人への福祉サービスの充実 	障がい福祉課
		○老人クラブ連合会に対する補助	長寿支援課
		○高齢者の生きがいづくり、社会参画の場を作るための高齢者講座の実施	社会教育青少年課
3	外国人市民に対する支援と多文化共生の意識の高揚づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人市民に対する相談の実施及び情報提供 ○国際交流活動を行う市民等への支援 	国際交流センター
		○ボランティア・NPO活動に関する相談、情報提供の充実	企画調整課
4	性同一性障がいのある人などへの支援	○性的マイノリティに関する理解促進と情報提供	男女共同参画課
		○学校教育における個別的支援	学校教育課
		○国民健康保険被保険者証における性別の表記方法の変更	国民健康保険課

・？用語？

性的マイノリティとは

同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者、性別に違和感を覚える人など性にまつわる場面において少数者（マイノリティ）になる人々の総称です。

L（レズビアン）女性を好きになる女性

G（ゲイ）男性を好きになる男性

B（バイセクシュアル）男性も女性も好きになる人

T（トランスジェンダー）性同一性障がいなど、体と心の性が一致しない人の頭文字から、「LGBT」と表現されることもあります。

平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障がい」の認知が進んできました。

男女の互いの性への理解と、生涯にわたる健康づくりを推進します

健康は、一人ひとりがいきいきと暮らしていくための最も基本的な条件です。

男性も女性もそれぞれの身体の特性を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成にあたっての前提でもあります。とりわけ女性は、妊娠や出産をする可能性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な施策の推進を図ることが必要です。

また、男女がライフサイクルのそれぞれの段階において、心身の状況に応じた自らの健康管理について、正しく理解するための知識の普及・啓発が必要です。そのためには幅広い年齢層を対象とした学習機会や情報の提供、さらには男性も女性も互いの心身の健康上の問題に理解を深めるなど、社会全体で心身の健康管理を支援する気運の醸成が必要です。

一方、IT化が進み高度に複雑化した社会の中で、世代にかかわらず心の病を持つ人が増えていきます。様々な要因はあると思われませんが、悩みを持つ人が孤立化したり最悪の事態にならないよう、相談体制の整備と支援による心身の健康づくりを推進していく必要があります。

1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識の浸透

〈現状と課題〉

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保の点からも重要な課題です。

カップルあるいは個人が、いつ子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ権利、安全な妊娠と出産、子どもが健康に生まれ育つこと等々、性と生殖に関する女性の健康と権利の自己決定権、いわゆるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点で、この概念を十分に理解し、自らの健康づくりに努めることが必要です。

社会全体としても、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが保障されるように、女性の健康管理を支援していくことが必要です。そのため、この概念についての正しい知識と理解を深め、広く普及させるために、啓発活動を推進しなければなりません。

特に、本市を含め山形県は、結婚後も継続して働き続ける女性が多い地域です。このため、働く女性が次代を担う子どもを産むという母性の社会的重要性を認識し、安心して健康に出産ができるような労働環境の整備と母性健康管理対策を促進していく必要があります。

施策のポイント

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解に向けての学習機会の充実と啓発の推進を図ります。
- ② 働く女性に対する母性保護のための労働環境の整備と、母性に関する正しい知識の普及を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	○男女共同参画センターにおける啓発と助産師による相談の実施	男女共同参画課
		○保健センターにおける窓口相談や電話相談、家庭訪問等、各保健事業の中での普及・啓発	健康課
2	母性保護に関する指導の充実	○保健センターを拠点とした妊婦及び乳幼児健康相談事業、母子の健康や育児についての情報提供の充実	健康課
		○こんにちは赤ちゃん事業、育児支援家庭訪問事業の充実	
		○助産の実施及び制度の周知	こども保育課
		○国・県と連携した職場における母性健康管理の啓発 ○母性保護休暇制度等の周知	雇用創出課

・？用語？

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは

リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。

リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分達の子どもの数、出産間隔、並びに出産時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことです。

2) 生涯を通じた健康保持増進対策の推進

〈現状と課題〉

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提と言えます。

女性は、妊娠・出産のための身体的な仕組みが備わっており、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期と生涯の各ライフステージによって心身の状況が大きく変わるだけでなく、生活そのものも大きく変わります。

一方、男性は、喫煙・飲酒する人の割合が高いこと、肥満者の割合が高いこと、精神的に孤立しやすいことが特徴として挙げられます。また30代、40代を中心に長時間労働者が多く、ワーク・ライフ・バランスをとりにくい状況にあります。

成人期、高齢期における、がん・脳卒中・心臓病等の生活習慣病の増加や、骨粗しょう症の予防や更年期障がいの軽減なども大きな課題です。

このような状況を踏まえて、男女それぞれが、各ライフステージにおける健康状態や課題を十分に把握し、変化に対応した自己管理をする必要があります。

また、興味本意の性に対する関心から、青少年の性の逸脱行動の増加や低年齢化傾向など、青少年の性に関する問題が顕在化しており、エイズ・性感染症・麻薬等健康を脅かす深刻な問題も生じています。若年層における喫煙や飲酒、さらに人工妊娠中絶等は、生殖機能や胎児に影響を及ぼすことから、学校や地域社会において健康被害に関する正確な情報提供とともに、健康に対する配慮が必要です。

生命の大切さを理解し、人権尊重の基礎となる性に関する正しい知識を身につけ、実践することを通して、男女が平等な人間関係を築くことが必要です。

施策のポイント

- ① 生涯の各ライフステージに応じた心身の健康維持と健康づくり支援を推進します。
- ② 心身の健康に関する相談事業の充実と啓発活動の推進を図ります。
- ③ 男女が互いの性を尊重し、性の尊厳を守るために、男女平等の精神に基づいて性の正しい理解を進めます。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	ライフステージに応じた心身の健康支援の充実	○地域及び保健センターを拠点にした、ライフステージにあわせた健康づくり事業等の実施 ○心の健康づくりに関する情報提供の充実 ○地域における「心」の健康教育・健康相談事業の実施 ○全庁的な自殺対策の推進を図るための関係課等連絡会議の開催	健康課
		○働く女性の家における健康及び育児に関する相談事業の実施	福祉文化センター
		○男女共同参画センターにおける健康相談事業の実施	男女共同参画課
		○思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期における健康支援 ○麻薬等についての知識の普及と相談事業の充実 ○職場や公共空間における禁煙の推進	全庁
2	性に関する教育の充実	○保健センターにおけるエイズ・性感染症に関する情報提供の充実 ○保健センターにおける思春期保健支援事業の実施	健康課
		○各学校における「いのちの学習」の確実な実施 ○教職員に対する研修会の実施 ○研究モデル校の拡充	スポーツ保健課
		○学校における相談機能の充実	学校教育課

🗣️👤 「イクボス」は業績アップのもと？

イクボスとは、「部下や従業員の仕事と私生活（ワーク・ライフ・バランス）を理解し、応援しつつ、組織の業績も結果を出し、自らも仕事と私生活を楽しむ上司のこと」です。

「イクメンなら聞いたことあるけど…？」

「部下のワーク・ライフ・バランス？うちの会社にそんな余裕はないよ…。」

少子高齢化が進む現在、子育てだけでなく、親の介護や自身の傷病等で、働く場所や時間に制約が生じる人が多くなってきています。

イクボスが、働き方に制約がある社員をフォローし合うチームワーク、共有体制などを整えることで、女性や若手が働きやすい、活躍しやすい職場になります。働きやすい職場は優秀な人材の確保に繋がり、仕事以外の時間の充実は、多様な視点や広い人脈を生み、多様な視点は、魅力ある商品開発や競争力アップに繋がります。上司のイクボス度が上がるにつれて、働きやすさ、組織の業績も上がるのです。

イクボス制度は、福利厚生であると同時に、経営戦略ともいえます。ワーク・ライフ・バランスの充実がもたらすメリットに目を向け、今日から「イクボス」始めてみませんか。

目標Ⅲの評価指標

《期間中の評価指標の設定》

	指 標 名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
1	男性の育児休業取得率（事業所）	4.4%	13%以上
2	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	76.0%	50%以下
3	男性の1日平均家事時間0分の割合	24.9%	10%以下
4	男性向け講座実施回数（※）	2回	年2回以上
5	病児・病後児保育実施か所数	3か所 (病児1・病後児2)	5か所
6	働く女性の講座実施回数（※）	3回	年3回以上

※ 男女共同参画課及び男女共同参画センターが実施する講座の回数



目標Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現

(山形市DV防止基本計画)

基本方針1 男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します

- 1) 暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取組みの推進
- 2) 若年層に対する啓発活動の実施

基本方針2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります

- 1) 安心して相談できる体制の整備
- 2) DV被害者への支援

目標Ⅳ 人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現

(山形市DV防止基本計画)

第3次「いきいき山形男女共同参画プラン」の目標Ⅳ「人権が尊重され、男女間の暴力のない社会の実現」に関する施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置づけ、「山形市DV防止基本計画」として、DVを防止し、根絶するための取組みを推進します。

計画策定の趣旨

配偶者やパートナーなど身近な人から受ける暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの人権を尊重し、対等な関係を築いていこうとする男女共同参画社会の形成にとって、克服すべき重要な課題のひとつです。

わが国においては、平成7年の第4回世界女性会議（北京会議）において女性の人権について宣言されたのを受け、女性の人権問題について積極的に取り組むようになりました。

平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、平成19年の改正においては、DV防止基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの機能整備が市町村の努力義務とされ、地域の実情に応じた積極的な対応が求められています。

法の整備が進み、「DV」についての認知はある程度進みましたが、被害が深刻化するケースや、男性の被害者も増加しています。

さらに、近年は、高校生や大学生などの若年層における「デートDV」の被害が問題となっています。

これらを踏まえ、若年層への情報提供と意識啓発を進めるとともに、被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、相談体制の整備と、関係機関と連携した自立支援等の対策を進めます。

男女間の暴力の根絶に向けた意識づくりを促進します

DV、デートDV、ストーカー行為、性犯罪、売買春などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

DV被害者の多くは女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、男女の社会的、経済的格差などの問題があると考えられます。DVは、決して家庭内や個人的な問題ではなく、社会全体で解決すべき問題であることを認識することが必要です。

また、男性の被害者も存在することや同性愛のパートナー間においてもDVが存在することを踏まえて、一人ひとりの人権意識を高め、暴力を容認しない社会的風土を醸成することが重要であるため、若年層を始め、あらゆる年齢層を対象とした予防啓発と教育・学習の充実に取り組みます。

1) 暴力の根絶についての啓発と再発防止に向けた取組みの推進

〈現状と課題〉

平成26年度に行った市民意識調査によると、配偶者等からの暴力被害を「1・2度あった」または「何度もあった」と答えた人の割合は、身体的暴力で18.4%、精神的暴力で13.5%、性的暴力で13.4%、経済的暴力で5.8%という結果でした。

同調査の結果から、配偶者やパートナー、交際相手からの暴力の被害者の多くは女性であるものの、男性の被害者も存在することが明らかになっており、性別や年齢を問わず、DVが市民全体にかかわる身近な問題であることが分かります。

しかし、暴力の被害者のうち、「どこにも相談しなかった」人の割合が半数を超えています。さらにその理由として、「自分にも悪いところがあるから」「自分さえ我慢すればよいと思ったから」を挙げる人が多く、被害者が自分の被害を過小評価していることがうかがえます。

また、インターネットや携帯電話の普及により、DV被害の低年齢化、暴力形態の多様化が進んでいます。

さらに、メディアの中には、女性に対する固定的・差別的な表現、性の商品化や暴力的な表現等、人権侵害にあたる表現が数多くみられます。社会全体で、こうした暴力の根絶と人権の侵害を防止する意識を確立することが必要です。

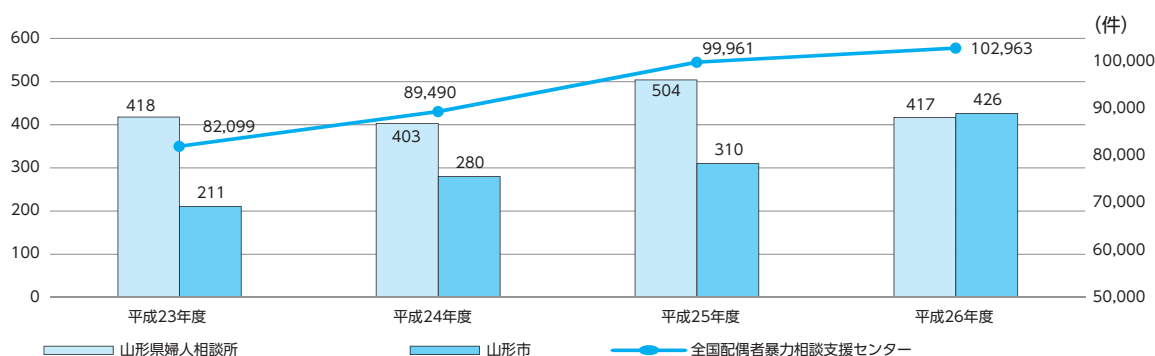
施策のポイント

- ① DVは潜在化しやすく、周囲の無理解から深刻化することもあるため、DVに関する正しい理解の普及を図り、暴力を許さない気運を醸成します。
- ② 子どもたちへの暴力は、子どもたちの健やかな成長を妨げ、将来の豊かな可能性を摘みとってしまうことにもなるため、子どもの権利についての認識を深めます。
- ③ メディアにおける性の商品化や暴力的な表現、またセクシュアル・ハラスメントやストーカー行為などが人権を侵害している現状を改善し、メディアや受け手である市民の人権尊重を推進する意識の啓発と、性の商品化の防止を促進します。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	人権尊重の意識の形成	○男女共同参画センターにおける人権尊重の意識を高めるための講座の実施	男女共同参画課
2	DVなどの暴力の防止に向けた啓発	○男女共同参画センターにおけるDV防止関連講座の実施 ○「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせた市民参加型の展示等の実施	男女共同参画課
3	児童虐待や子どもを対象とした犯罪の防止に向けた啓発	○予防対策としての相談の実施 ○早期発見に向けた乳幼児健康診査・訪問指導等の実施 ○具体的ケースに応じた訪問指導・関係機関との連携	健康課
		○児童虐待の防止に向けた啓発 ○具体的なケースへの相談対応と関係機関との連携 ○山形市要保護児童対策地域協議会の運営	こども保育課
		○学校・関係機関との連携の継続	学校教育課
		○青少年指導センターにおける街頭指導の実施 ○携帯電話等への子ども安全情報配信システムの運用	社会教育青少年課
4	男女共同参画の視点に立った表現の浸透	○市が制作にかかわるテレビ・ラジオ等の番組に人権尊重の視点を取り入れるような啓発 ○メディア・リテラシーの向上のための広報・啓発	男女共同参画課

【DV相談件数の推移】



国・山形県：平成26年度内閣府男女共同参画局

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の結果について

山形市：相談窓口におけるDV相談受付件数

・？用語？

メディア・リテラシーとは

視聴者や読者がメディアからの情報を無批判に、ただ受動的に受け止めるだけでなく、情報を積極的に解釈したり批判するなど、主体的に読み解き、自己発信する能力。

2) 若年層に対する啓発活動の実施

〈現状と課題〉

近年、デートDVといわれる若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）が増加し、問題となっています。

デートDV被害は、身体的暴力（殴る・蹴る等）、精神的暴力（長時間無視する、交友関係の制限等）、性的暴力（性的な行為の無理強い等）、経済的暴力（デート費用を無理やり払わせる、お金をせびる等）、いずれの行為においても、被害経験に男女差はあまりみられず、男性の被害者も多いのが特徴です。

これらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVに繋がる可能性もあり、対策が必要となっています。

また、インターネットは、携帯電話やゲーム機器等の普及により、世界中の様々な情報を、簡単な操作で手に入れることが可能な、便利なコミュニケーションツールとして必要不可欠な存在になっています。

しかし一方で、性の商品化によるアダルト画像や暴力的な表現のように有害な情報にさらされる危険性もあり、リベンジポルノなど暴力の手段として使用されている現状があります。

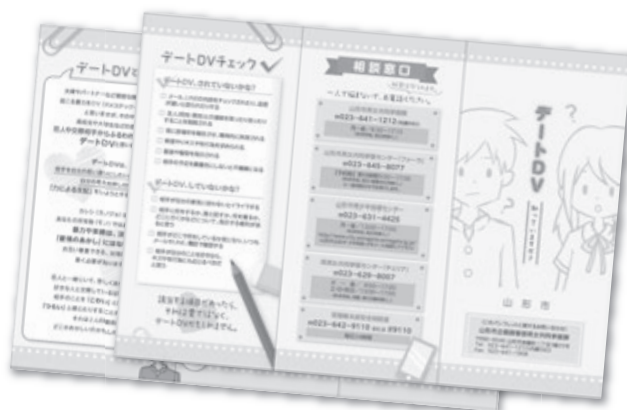
施策のポイント

- ① デートDVについて、その存在や危険性の理解を深めるため、若年層を対象とした啓発を行います。

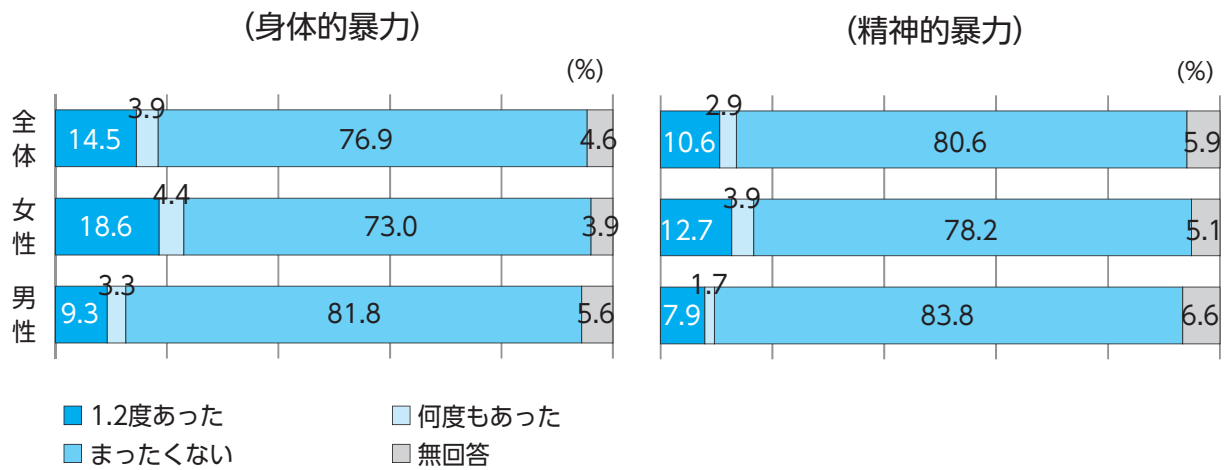
〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	性の商品化の防止	○「いのちの学習」の時間を中心とした性犯罪・売買春防止のための啓発	スポーツ保健課
		○学校教育指導計画訪問及び要請訪問による支援	学校教育課
		○有害な違法簡易広告物（ピンクチラシ等）の除去及び有害図書类等自動販売機の撤去促進	社会教育青少年課
2	学校におけるDV及びデートDV予防教育の実施	○小・中学生向け出前講座の実施 ○高校生向けデートDV予防講座の実施	男女共同参画課

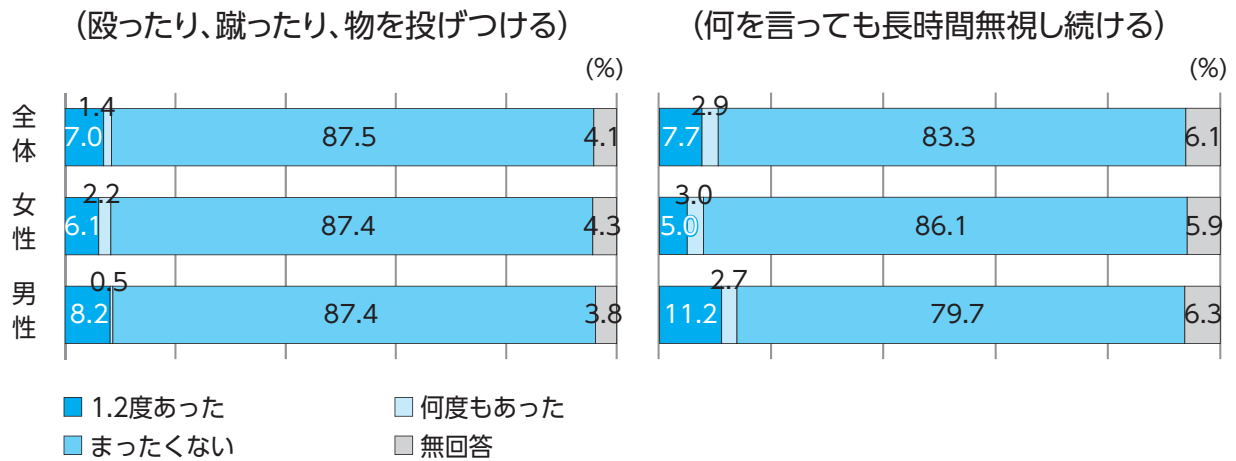
山形市作成 若年層向け啓発資料
「デートDV 知っていますか？」
(山形市HPよりダウンロード可能です)



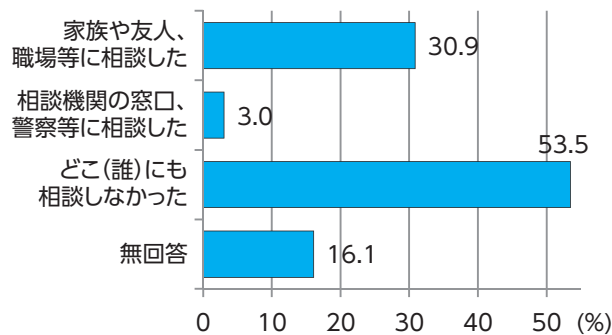
【配偶者等から受けた暴力の有無】



【交際相手から受けた暴力の有無】



【配偶者から暴力を受けた場合の相談について】



資料：平成26年度山形市「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」

🗣️📌 これって愛情？（デートDVとは何か）

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。夫婦や元夫婦、事実婚カップルなど親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力という意味で使用されています。同じようなことは交際中のカップルにも起こり、これを「デートDV」といいます。

交際中のカップルでは、思わぬ言葉で相手を傷つけてしまうのは、よくあることです。

でも、少し考えてみてください。相手を怖いと思うことはないですか？いつの間にか、相手の顔をうかがっていたりしませんか？

☑️「デートDV」ってどんなもの？

- ◆髪を引っ張られる、物を投げつけられたりする
- ◆メールや通話の履歴をチェックされ、行動や友人との付き合いを制限される
- ◆殴るふりをする、大声でどなる、「殺してやる」「死ぬ」などと言われて脅される
- ◆嫌な呼び方、バカにするなど、傷つく言葉をたびたび言われる
- ◆服装について細かくチェックされる
- ◆デート費用など、いつもお金を払わせられる
- ◆無理やり性行為をさせられる、拒絶しても応じてくれない

「暴力」と聞くと、殴る、蹴るなどの身体的暴力を思い浮かべる人が多いですが、上のよう
に様々な言動が「暴力」に当てはまります。

☑️暴力だとわかっているのに別れられないのはなぜ？

DVやデートDVには、サイクルがあると言われていています。加害者は、いつも暴力をふるっているわけではなく、「二度としない」「戻ってきてほしい」と泣いて謝ったり、優しくしてくれる時もあります。被害者は、そのたびに、「今度こそ変わってくれる」と期待したり、「自分を必要としてくれている」と感じたりして、戻ってしまうのです。その後、再び暴力をふるっては反省する、というサイクルが繰り返されます。

もし、あなたが、恋人から心無い言葉で傷つけられたり、行動を制限されたり、暴力を受けるなどして恐怖を感じることもあるとしたら、それは対等な関係ではありません。

「好きなら我慢しなくちゃ」「恋人ならあたり前」「嫌われたくない」……？

恋愛の土台は、お互いの尊重と「NO」といえる信頼関係です。二人のことは、二人で考えて、二人で決める。お互いを認めて、成長し合える豊かな関係について、話し合ってみませんか。

基本方針2 DV相談体制の強化と被害者支援の充実を図ります

DVは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言や監視などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力など、多様かつ複雑です。あらゆる面で被害者や社会に深刻な影響を及ぼすものですが、家庭内や個人的な問題と認識されてしまい、潜在化しやすい傾向があり、表面化した時点では深刻化しているケースもあります。

被害者の早期発見のためには、相談しやすい環境の整備と相談窓口の周知が重要です。相談にあたる職員が適切に対応し、被害者の置かれている状況に応じて安全確保と自立支援につなげることが求められます。被害者や、その周囲の人々が安心して相談できる体制と、被害者の自立に向けた支援体制を整え、DV被害の防止と支援に取り組みます。

1) 安心して相談できる体制の整備

〈現状と課題〉

本市においても、DV相談件数は、平成25年度310件、平成26年度426件と増加傾向にあります。

DVは、身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力や子どもを利用した暴力などいろいろな形があり、これらが単独で起こることもありますが、多くはこれらの暴力がいくつか重なって起こっています。このため、被害者の抱える問題や悩みも複雑かつ多岐にわたっており、深刻な事例も多くみられます。

被害者やその周囲の人々が安心して相談できるよう、各相談窓口の一層の周知が必要であることはもちろん、DVの防止啓発から被害者の自立まで切れ目のない支援を実現するため、相談担当職員の資質向上や、警察や県配偶者暴力相談支援センター等、関係機関が密接に連携することが求められています。

施策のポイント

- ① 被害者や周囲の人々が安心して相談できる相談体制の整備を進めます。
- ② 相談窓口において、被害者が二次被害を受けないよう、相談担当職員の資質向上に努めます。
- ③ 被害者の早期相談を促すため、相談窓口等の周知を図ります。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	DV相談体制の充実	○女性相談員の配置	こども保育課
		○外国人被害者に対するの通訳等の支援	国際交流センター
		○DV相談窓口担当者への研修の実施	男女共同参画課
		○適切な情報提供と対応の実施 ○関係機関との連携強化	相談を受ける関係各課
2	DV相談窓口の周知	○様々な機会及び媒体を利用した周知広報	男女共同参画課

2) DV被害者への支援

〈現状と課題〉

DV被害者支援においては、早期発見から相談、安全確保、自立支援に至るまで、それぞれの被害者の状況に応じて、適切に対応することが求められます。緊急に被害者の安全を確保する必要がある場合には、警察や県配偶者暴力相談支援センター等と連携をとり、一時保護所へ移動する必要があります。

また、被害者が自立して生活しようとする場合には、離婚等の手続き、就業の機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの保育・就学の問題等、様々な悩みと不安を抱えることも少なくありません。

被害者の置かれている状況を正しく理解し、経済的自立と生活安定のための支援等について、関係各課が連携して取り組む必要があります。

被害者に必要となる様々な支援を円滑に実施するため、関係機関、支援担当課との連携強化を図ります。

施策のポイント

- ① 被害者の情報を保護するため、住民基本台帳法の閲覧等の制限を行います。また、被害者に関する情報の管理を徹底します。
- ② 被害者が高齢者や障がいのある人、外国人住民の場合においても、適切な対応が行えるよう、相談体制の充実に努めます。
- ③ 被害者の安全を確保しつつ、福祉や雇用などの各種施策を十分に活用し、精神的な支援も含めた被害者の生活再建を進めるなど、被害者の自立を支援します。

〈具体的施策〉

	具体的施策	事業内容	担当課
1	DV被害者支援体制の充実	○住民基本台帳法事務等における支援	市民課
		○障がい者虐待の被害者支援	障がい福祉課
		○外国人被害者に対する支援	国際交流センター
		○地域包括支援センターなどによる高齢者虐待の被害者支援	長寿支援課
		○県配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整 ○心のケア	相談を受ける関係各課 男女共同参画課
2	自立に向けた住居・生活・経済面等の支援	○国民年金の支援	市民課
		○国民健康保険の支援	国民健康保険課
		○生活困窮者への経済支援	生活福祉課
		○保育施設などの利用に関する支援	こども保育課
		○児童手当の支給 ○医療証の交付などの支援	こども福祉課
		○就労に関する相談等の支援	雇用創出課
		○住宅確保の支援	管理住宅課
3	支援団体との協働	○児童・生徒の就学等に関する支援	学校教育課
		○被害者支援団体と連携した支援	男女共同参画課

㊦㊧㊨ 身近にあるDV（ドメスティック・バイオレンス）

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、法令等で明確に定義されていませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。

「夫婦ゲンカと何が違うの？」と疑問に思う人も多いでしょう。

対等な関係で生活している夫婦が、激しい言葉で言い合ったり、つい手が出てしまったというようなケースと、DVは全く違うものです。

DVは、相手と対等な関係ではなく、相手を支配する関係、つまり、「加害者が、暴力を、自己への隷属を強いるために、あるいは感情のはけ口とするために使い、相手をコントロールしている関係」を指します。

☑「暴力」には様々な種類があります。

- ◆身体的暴力 殴る・蹴る・突き飛ばす・物を投げつける・首を絞める など
- ◆精神的暴力 大声で怒鳴る・無視する・人前で侮辱する など
- ◆性的暴力 性行為を強要する・避妊に協力しない・中絶を強要する など
- ◆経済的暴力 生活費を渡さない・外で働くことを禁止する・貯金を勝手に使う など
- ◆社会的暴力 外出を許さない・友人との付き合いを制限し独占する など

このほか、子どもに危害を加えると言って脅す、子どもを取り上げる、子どもの前で暴力を見せつける、子どもに悪口を言わせるなど、子どもを巻き込んだ暴力もあります。いずれも単独で起こるものではなく、何種類かの暴力が重なって起こります。

激しい暴力のあとには優しくなるといった態度（ハネムーン期）を繰り返しながら、暴力が次第にエスカレートしていきます。

☑身近なDV

平成26年度の市民意識・実態調査では、身体的暴力で18.4%、精神的暴力で13.5%、性的暴力で13.4%、経済的暴力で5.8%の人が被害経験ありと答えています。

このような事からも、DVが身近な問題であることがわかります。

☑どうして逃げないの？

逃げないのではなく「逃げ出せない」のです。

暴力が繰り返される中で、暴力に対する恐怖心から逃げ出す自信もなくなり、無気力状態に陥ることもあります。

また、「愛しているから暴力をふるうのだ」「いつか変わってくれる」などの思いから、被害者であることを自覚できない場合もあります。

さらには、経済的理由や子どもの問題など、離れられない理由もそれぞれ異なります。

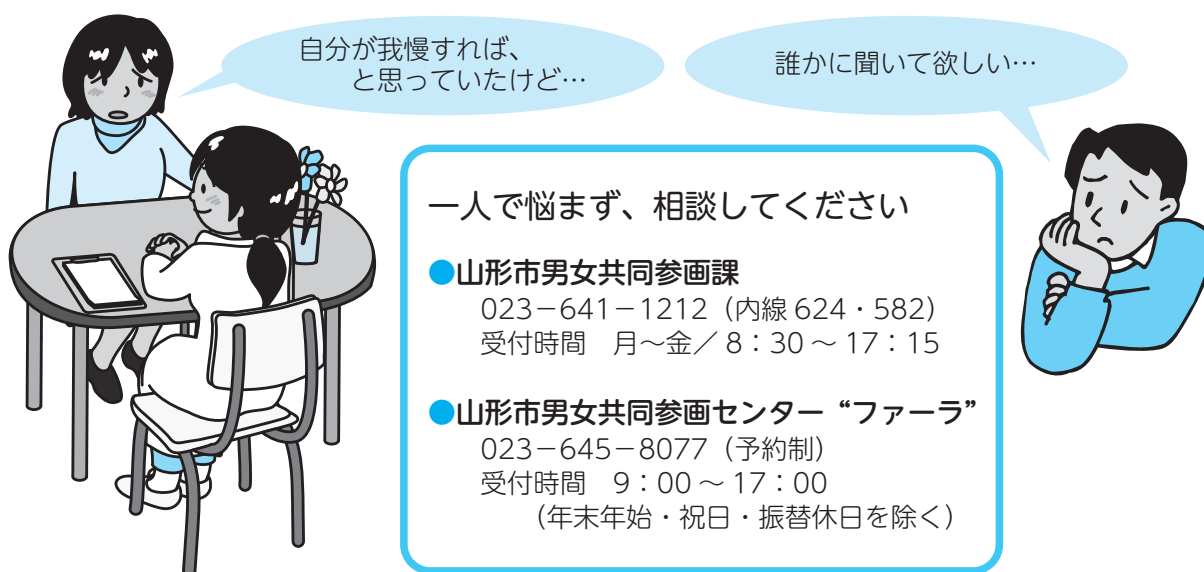


目標Ⅳの評価指標

《期間中の評価指標の設定》

	指 標 名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)
1	DV防止講座実施回数(※1)	4回	年4回以上
2	DV相談窓口を知っている人の割合	69.5%	80%以上
3	DV被害を相談した人の割合(※2)	30.4%	50%以上
—	山形市におけるDV相談件数	426件	モニタリング指標 (※3)

- ※1 男女共同参画課及び男女共同参画センターが実施する講座の回数
- ※2 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合
- 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合
 - 相談状況で「無回答」の人の割合
- ※3 DV相談件数については、相談受付件数の増減が必ずしもDV被害の減少と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。



目標毎評価指標一覧

目 標		指 標 名	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	
目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立	1	1	社会全体で男女平等と思う人の割合	18.2%	25%以上
	2	2	社会通念や慣習・しきたりで男性優遇と感じる人の割合	72.2%	50%以下
	3	3	男女共同参画に関する講座実施回数（※1）	42回	45回
	4	4	男女共同参画センター会議室等利用率	55.6%	60%以上
目標Ⅱ あらゆる分野での男女共同参画の実現	5	1	市の審議会等における女性委員比率	28.8%	40%以上
	6	2	女性人材バンク登録者数	73人	100人
	7	3	女性人材バンク年間活用件数（※2）	88件	100件
	8	4	事業所の管理職に占める女性の割合（※3）	12.8%	30%以上
	9	5	山形市自主防災組織連絡協議会及び市が主催する防災講習会等の女性参加者比率	2.5%	30%以上
目標Ⅲ 多様な生き方を選択できる環境の実現	10	1	男性の育児休業取得率（事業所）	4.4%	13%以上
	11	2	男性も育児・介護休業が取れることは賛成だが、実際は取りづらいと思う人の割合	76.0%	50%以下
	12	3	男性の1日平均家事時間0分の割合	24.9%	10%以下
	13	4	男性向け講座実施回数（※1）	2回	年2回以上
	14	5	病児・病後児保育実施か所数	3か所	5か所
	15	6	働く女性の講座実施回数（※1）	3回	年3回以上
目標Ⅳ 人権が尊重され男女間の暴力のない社会の実現	16	1	DV防止講座実施回数（※1）	4回	年4回以上
	17	2	DV相談窓口を知っている人の割合	69.5%	80%以上
	18	3	DV被害を相談した人の割合（※4）	30.4%	50%以上
	—	—	山形市におけるDV相談件数	426件	モニタリング指標（※5）

※1 男女共同参画課及び男女共同参画センターが実施する講座の回数

※2 算出式 審議会への活用件数 + 委員会等への活用件数 + 講師等への活用件数

※3 「管理職」とは、「課長級」と「課長級より上位の役職（役員を除く）」にある労働者の合計

※4 算出式 配偶者からのDV被害経験ありと答えた人の割合 - 相談状況で「どこにも相談しなかった」と答えた人の割合 - 相談状況で「無回答」の人の割合

※5 DV相談件数については、相談受付件数の増減が必ずしもDV被害の減少と一致するとは言えないため、数値目標は設定しないが、状況の把握のために、モニタリング指標として位置づけ、継続的な調査を実施する。

参考資料

関係法規

山形市男女共同参画推進条例

平成25年3月19日条例第2号

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。

(3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。

(4) 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。

(5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。

(2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。

(3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

(4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を保つことができること。

(5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）

(3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

(広報活動等)

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動等への支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必

要な支援を行うものとする。

(拠点施設)

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

(性別による人権侵害の被害者等への支援)

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者

- (2) 公募により選出された者

- (3) 関係行政機関及び団体の代表者

3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(以下略)

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布
昭和二十二年五月三日施行

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

- 第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日号外法律第78号
平成11年12月22日号外法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体にお

ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附則(平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄)

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日号外法律第64号

目 次

第一章 総 則(第一条-第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画(第八条-第十四条)

第三節 特定事業主行動計画(第十五条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条-第二十五条）

第五章 雑 則（第二十六条-第二十八条）

第六章 罰 則（第二十九条-第三十四条）

附 則

第一章 総 則

（目 的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整

備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勸案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勸案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(略)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事

業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな

ければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

[最終改正] 平成26年4月23日号外法第28号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
（第三条-第五条）

第三章 被害者の保護（第六条-第九条の二）

第四章 保護命令（第十条-第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条-第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて

いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総 則

(定 義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよ

うにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）
- 第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）
- 第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者

から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十二年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離

婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠として住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日

から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経

ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗

告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑 則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずそ

の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、

同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

(以下略)

諮問・答申

男女第9号
平成27年4月23日

山形市男女共同参画審議会
会長 木村 松子 様

山形市長 市川 昭男

第3次山形市男女共同参画計画 「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定について（諮問）

山形市男女共同参画推進条例（平成25年山形市条例第2号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

上記条例第9条第1項に規定する「男女共同参画計画」の次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

理由

平成23年3月に策定した第2次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間となっています。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化を踏まえ、平成28年度以降の新たな計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、貴審議会のご意見をお伺いいたします。

平成28年2月8日

山形市長 佐藤 孝弘 様

山形市男女共同参画審議会
会長 木村 松子

第3次山形市男女共同参画計画 「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定について（答申）

平成27年4月23日に諮問された第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の策定について、本審議会において協議・検討を経て、別添のとおり策定しましたのでここに答申いたします。

本プランは、平成23年策定の第2次「いきいき山形男女共同参画プラン」の趣旨を継承し、これまでの成果や市民意識調査などで明らかになった新たな課題を踏まえ、また、女性の活躍や配偶者からの暴力の防止に関する法整備が進んだことなどに基づき、男女がともに暮らしやすい社会を目指して、今後5年間の目標を定め策定しています。

少子・高齢化の進展や長引く経済・雇用情勢の悪化など社会情勢が変化するなかで、山形市がこのプランを指針として、誰もがその能力と個性を發揮できる「男女共同参画のまち山形」の実現に向け、積極的に取り組まれることを要望いたします。

平成27年度 山形市男女共同参画審議会委員名簿

平成28年3月31日現在
(会長、副会長以下は五十音順、敬称略)

役 職	氏 名	職 業 ・ 所 属
会 長	木 村 松 子	山形大学男女共同参画推進室准教授
副 会 長	青 山 雄 一	山形労働局雇用均等室長
副 会 長	船 山 章 弘	山形市中学校長会（山寺中学校長）
	安 部 健 一	山形県福祉相談センター副所長
	安 部 弘 行	山形商工会議所議員 (株式会社メコム代表取締役)
	大 沼 麻 衣	連合山形地域協議会女性委員会委員
	小 峯 茂	やまがた成年後見アドバイザーの会代表
	佐 藤 崇	公募委員（会社員）
	鈴 木 雅 史	山形新聞社論説委員
	田 中 暁	弁護士
	内 藤 いづみ	法律事務所主任研究員
	廣 部 公 子	山形市女性団体連絡協議会
	古 瀬 節 子	公募委員（主婦）
	堀 田 理 恵	山形市PTA連合会母親委員長
	村 上 宏 幸	山形市小学校長会 (みはらしの丘小学校長)

策定経過

■会議

平成26年度

- 6月2日 第1回山形市男女共同参画審議会
- 1月27日 第2回山形市男女共同参画推進本部幹事会
- 2月6日 第2回山形市男女共同参画推進本部会議
- 25日 第2回山形市男女共同参画審議会

新プラン策定に向けた意識調査の項目について

意識調査結果報告



平成27年度

- 4月23日 第1回山形市男女共同参画審議会
- 5月26日 第1回山形市男女共同参画推進本部専門部会
- 6月10日 第2回山形市男女共同参画推進本部専門部会
- 7月1日 第1回山形市男女共同参画推進本部幹事会
- 17日 第1回山形市男女共同参画推進本部会議
- 29日 第2回山形市男女共同参画審議会
- 10月2日 第3回山形市男女共同参画推進本部専門部会
- 21日 第4回山形市男女共同参画推進本部専門部会
- 11月2日 第2回山形市男女共同参画推進本部幹事会
- 13日 第2回山形市男女共同参画推進本部会議
- 18日 第3回山形市男女共同参画審議会
- 1月13日 第3回山形市男女共同参画推進本部幹事会
- 2月1日 第4回山形市男女共同参画審議会
- 8日 山形市男女共同参画審議会より市長に答申
- 12日 第3回山形市男女共同参画推進本部会議
- 26日 第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」策定

プラン策定について市長から諮問
現プランの現状と課題について



新プラン素案についての検討



新プラン事業について検討



新プラン案について検討



答申

最終調整

■市民の意見を聞く会

平成27年

- 9月2日 山形農業協同組合女性部
- 7日 男女共同参画センター登録団体
- 15日 山形商工会議所女性会

■意識調査

○男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査

平成26年

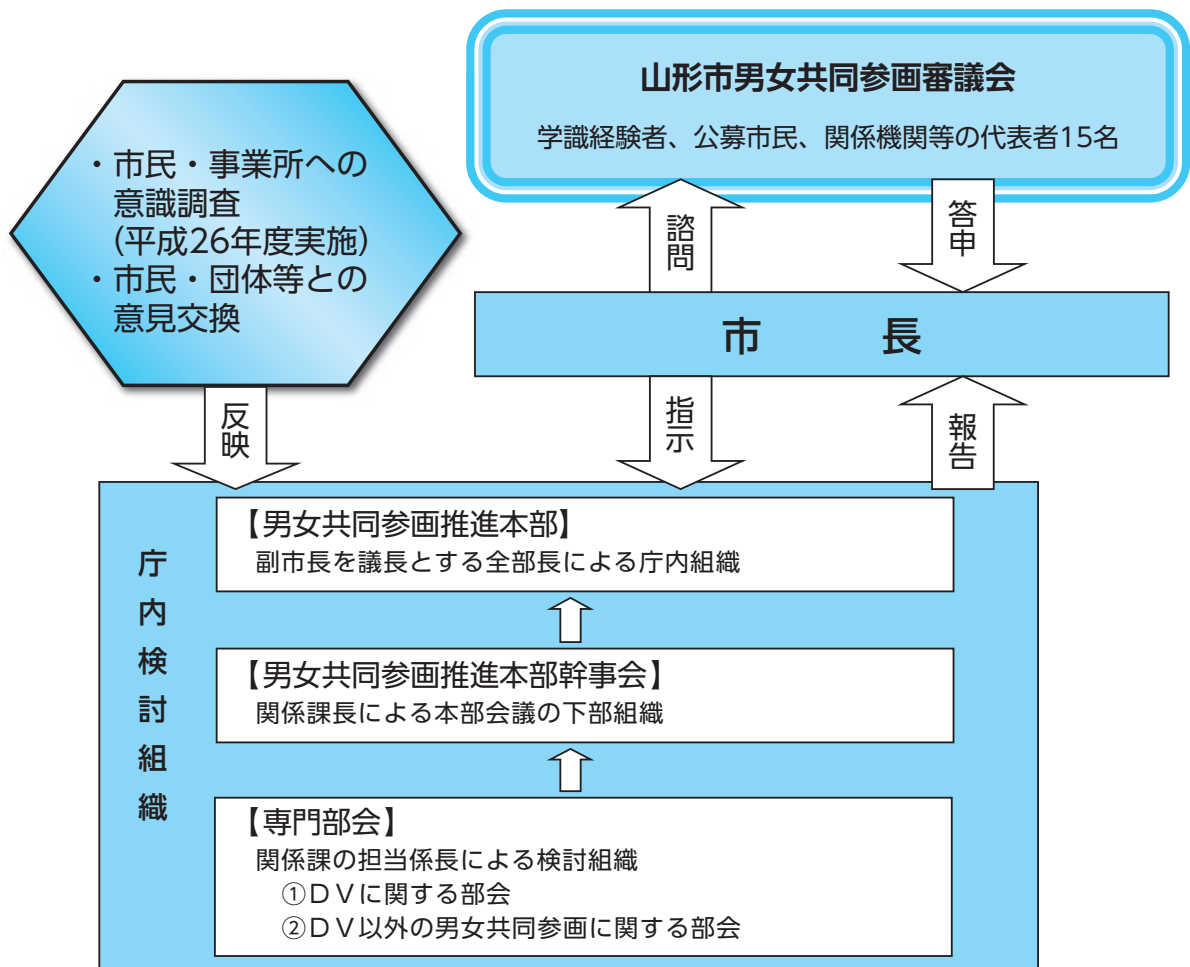
8月1日	調査対象	山形市内に居住する20歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
～18日	有効回収数	830件
	有効回収率	41.5%

○男女共同参画に関する事業所の意識及び実態調査

平成26年

8月1日	調査対象	山形市内にある従業員5人以上の事業所500社（無作為抽出）
～29日	有効回収数	247件
	有効回収率	49.4%

■策定体制



用語解説 (50音順)

用語	解説
イクボス	職場でともに働く部下・従業員の育児・介護・地域生活への参加に理解のある経営者や上司のこと。
SNS	(ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
NGO	(Non-Governmental Organization) 非政府組織。国家間の協定によらず民間で設立される非営利の団体。女性問題、平和、環境保護、援助などの国際的に課題となっている分野で活動するものを指して呼ばれることが多い。国連経済社会理事会に認定され、国家機関と協力して活動するものを国連NGOという。
NPO	(Non-Profit Organization) 行政・企業とは別に社会活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。「特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)」が1998年(平成10年)12月に施行された。
M字型曲線 (M字カーブ)	日本の女性労働率(女性就労率)をグラフに表すと、20代後半層と40代後半層を左右の頂点とし、30代後半層を底とするM字型の形状となることを指す。主要先進国の中では日本だけに見られる特徴的な型である。
エンパワーメント	(empowerment) 個人が意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的・文化的に力を持った存在になること。
家族経営協定	経営主と共同経営者である家族員が、個々人の意見を尊重し、家族員の自由な意見に基づいて、農業経営のやり方や生活運営について取り決めを行うこと。営農計画、作業分担、労働報酬、休日・余暇計画等について協議し、合意の上で文書等で確認する。
クオータ制	積極的措置方策のひとつで、割当制のこと。例えば政府の公的委員会は「少なくとも一方の性が40%になるように構成されなければならない」と規制することをいう。
子育て支援センター	専門のスタッフが育児に関しての相談やアドバイスを行うなど、乳幼児期から学童期・思春期までの子育てを支援する施設。山形市では、平成27年4月現在、21か所の子育て支援センターがあり、それぞれ保育園に併設されている。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
在宅ワーク	情報通信機器を活用して行う在宅形態の働き方のうち、請負的にサービスの提供を行うもの。(→参考項目: SOHO、テレワーク)
ジェンダー	(gender) 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態。

用語	解説
女子差別撤廃条約	正式には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」といい、1979年（昭和54年）に国連総会で採択されたもので、政治・経済・社会・文化等あらゆる分野において女性に対する差別を撤廃し、男女の完全な平等の達成をうたっている。日本では、国籍法の改正、男女雇用機会均等法、教育における男女平等など、国内法や制度を整え、1985年（昭和60年）に批准した。
女性問題	女性が、女性であるという理由で受けるあらゆる差別、不平等、不利益、不自由のこと。女性が主体的に生きようとする時の様々な障害のことをいうことから女性問題は人権問題でもあるといえる。
ストーカー行為	同一の者に対してつきまとい行為を反復して行うこと。つきまとい行為は、身の安全、住居等の平穏もしくは名誉が害されたり、行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる。平成12年11月に「ストーカー規制法」が施行された。
性的マイノリティ	同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者、性別に違和感を覚える人など性にまつわる場面において少数者（マイノリティ）になる人々の総称。 L（レズビアン）女性を好きになる女性 G（ゲイ）男性を好きになる男性 B（バイセクシュアル）男性も女性も好きになる人 T（トランスジェンダー）性同一性障がいなど、体と心の性が一致しない人の頭文字から、「LGBT」と表現されることもある。
性の商品化	売春、ポルノ、ミス・コンテスト、性を強調した広告など、女性の全人格の中から性的な部分だけを切り離し、あたかも商品のようにモノ扱いすることをいう。
セクシャル・ハラスメント	性的な嫌がらせ。性的な言動や性別による固定的性別役割分担から生じた言動により、個人に不快感や不利益を与えたり、又は生活環境を害すること。
SOHO（ソーホー）	（Small Office Home Office）自宅または小さなオフィスで事業を行う就業形態のこと。在宅ワークと類似しているが、小規模な会社として従業員を雇ったり、自宅以外に事務所を構えることもあり、「在宅」に制限しないケースもある。
ダイバーシティ	（diversity）多様な人材、あるいは人材の多様性を積極的に活用しようという考え方のこと。性別・年齢・国籍・人種・学歴・価値観等を問わずに人材を受け入れることで活力や創造性を高めようとするマネジメントについていう。企業活動においては、有能な人材の発掘、斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズ、ビジネス環境の変化への柔軟な対応といったねらいがある。 また、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画宣言都市	男女共同参画社会の実現に向けて平成6年度から国で奨励している事業。身近な地域社会から男女共同参画を進めるため、自治体を挙げて取り組む。平成26年4月1日現在で、山形市を含めて172の市・区・町が宣言している。
畜産ヘルパー制度	畜産では給餌・搾乳など365日休むことのできない作業があり、厳しい労働条件を改善するために、畜産農家が組合を作ってヘルパーを雇用し、休日の確保や長時間労働の解消を目指している。
デートDV	交際中のカップルで起こる暴力のこと。殴る・蹴るなど身体に対する暴力だけではなく、交際相手に「他の異性と会話をするな」などと命令したり、携帯電話の着信履歴やメールのチェック、交友関係や行動の監視をするなど、相手の気持ちを考えずに、自分の思いどおりに支配したり束縛したりしようとする態度や行動も、デートDVにあたる。 平成25年6月の法改正により、同居する交際相手による暴力についても「DV防止法」が適用されることになった。

用語	解説
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない就業形態のこと。企業に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワークに分けられる。在宅ワーク・SOHOは自営型テレワークに分類される。ワーク・ライフ・バランスを実現する柔軟な働き方として、導入が進められている。
ドメスティック・バイオレンス	（domestic violence・DV）配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの身体的心理的暴力。広義には女性や子ども、高齢者や障がい者など家庭内の弱者への家庭内暴力を指す。
パワー・ハラスメント	（power harassment）職場における上下関係、雇用形態の違い等により生じる権力差（パワー）を利用して、人格や尊厳を侵害するような言動により、職場環境の悪化や就業不安を与えるような行為のことを指す。
パタニティ・ハラスメント	職場において、育児のための休暇や勤務時間短縮、フレックス勤務等を申し出る男性に対して行われる嫌がらせ（パタニティは父性の意味）。（→関連項目：マタニティ・ハラスメント）
ポジティブ・アクション	（positive action）積極的改善措置のこと。男女間の参画の機会の格差を改善するために、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えることをいう。
マタニティ・ハラスメント	（maternity harassment）働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇や雇い止め、降格などの不当な扱いを受けたり、妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。（→関連項目：パタニティ・ハラスメント）
メディア・リテラシー	（media literacy）視聴者や読者がメディアからの情報を無批判に、ただ受動的に受け止めるだけでなく、情報を積極的に解釈したり批判するなど、主体的に読み解き、自己発信する能力。
山形市女性人材バンク	山形市の審議会等の委員や研修会の講師等として推薦する女性人材の情報整備を図るために、平成11年4月に設置した人材登録制度。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	（reproductive health/rights）…リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分達の子供の数、出産間隔、並びに出産時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利。
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。
ワーク・ライフ・バランス憲章	様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べる「ワーク・ライフ・バランス」社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、平成19年12月に策定（平成22年6月改定）された。

第3次山形市男女共同参画計画
いきいき山形男女共同参画プラン
平成28年策定

発行／山形市
企画・編集／山形市企画調整部男女共同参画課
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL：023-641-1212（内624・582）
FAX：023-641-1908
E-mail：danjyo@city.yamagata-yamagata.lg.jp

